



京都大学大学院経済学研究科
プロジェクトセンター
ディスカッションペーパーシリーズ

アメリカ社会の変化と J. R. コモンズ「適正価値論」の形成

北川亘太・井澤龍

J-15-001

2015年09月

〒606-8501

京都市左京区吉田本町
京都大学大学院経済学研究科
プロジェクトセンター

アメリカ社会の変化と J.R. コモンズ「適正価値論」の形成

北川亘太¹・井澤龍²

I はじめに

アメリカ制度学派の創始者の一人と言われるジョン・ロジャーズ・コモンズ(John Rogers Commons, 1862–1945) は、彼の主著『制度経済学』(Commons [1934a])において、古典派経済学や限界学派を批判的に検討しながら、自らの「適正価値 reasonable value」の理論を浮き彫りにした(Commons [1934a] pp. 125–389)。この適正価値論において、コモンズは、賃金や価格といった「価値」の決定には、投下労働量や心理的効用がある程度関与しているとした。しかし、それにまして重要なのは、「価値」の定義や大きさが「集団的行動 collective action」、つまり彼のいう「制度」³によってその時々で規定され、したがって、制度の変化につれてその「価値」もまた変化するという見方⁴が適正価値論に基軸に据えられていたことにあった。コモンズは、価値が諸制度の総体から生起し、かつ、その諸制度によって調整されるものであるという新しい価値論を提示しようと試みていた。

しかし、これまで国内外において、コモンズは、著名な制度主義者ソースタイン・B・ヴェブレンに比べるとほとんど注目されてこなかった。というのも、コモンズは、経済学者の集団に共有される「形式言語」を作り上げることができなかつたからである(Bessy et Favereau [2003] p. 126, 邦訳 457–8 ページ; Ramstad [1986]; Rutherford [1990] p. xxvii)。このことを如実に示すのが、1991年にノーベル経済学賞を受賞したロナルド・コースの見解である。

¹ 京都大学学際融合教育研究推進センター研究員および京都大学大学院経済学研究科非常勤講師。E-mail: kitagawa.kota.5x@kyoto-u.ac.jp

² 滋賀大学経済学部講師および京都大学大学院経済学研究科非常勤講師。Email: ryo-izawa@biwako.shiga-u.ac.jp

³ Commons (1934a)において、制度、集団的行動、継続的活動体 going concern のワーキング・ルール、秩序は、同じことを指す異なる表現である。

⁴ Commons (1924a; 1934a)において、貨幣タームで示される「価値」や市場原理は、制度によってコントロールされる諸取引の総体として立ち上がるものであり、それ自体が制度に先立って、または、制度から独立して存在するのではない(Ramstad [1990])。この見方をとる限り、経済の動態を扱おうとする者は、「制度主義 institutionalism」や「進化的経済学 evolutionary economics」の立場をとらざるをえない。なぜなら、価値や市場原理の基礎をなす諸制度は、必然的に進化し続けているからである。この立場に対して、後世のオリバー・E・ウィリアムソン、ダグラス・C・ノース、青木昌彦ら「新制度派経済学」やほとんどのレギュレーション派経済学者は、市場原理を補助ないし代替する役割をもつ制度の検討、あるいは、そういう制度を考慮した市場経済の研究を行っている。佐々木晃と塚本隆夫の意匠をこらした訳語を借りると、コモンズの制度主義とは異なり、彼らは「制度についての institutional」経済学を論じている(Gambs [1976] p. 9, 邦訳 15 ページ)。

ジョン・R・コモنز、ウェズレイ・ミッチェル、そして彼らにつながる人々は、大きな知的スケールをもっていた。しかし、*彼らは反理論的であり、事実上分裂した学派を統一するための理論をもっていなかったし、伝えていけるものをほとんどもっていなかった。* (Coase [1998] p. 72)⁵

先行研究の指摘から察するに、どうやら、コモنزの制度経済学は、同じく制度学派と目される経済学者による理論と比べてさえ、異端の極みにあるようである。しかし、コースも認めたようにコモنزの経済学は知的スケールをもっていたのであり、したがって、私たちは、現代までの経済学が掬いきることのできなかつた洞察を求めてコモنزの著作を再訪すべきかもしれない。彼の経済学の本質を理解するにはどうしたらよいか。その方法を考察するための手がかりは、コモنز自身の叙述に見出すことができる。

経済学の研究が、哲学や神学、物理学から区別され始めたそのときから、研究者がとった観点は、その時代に最重要であるとみなされた利害の性質によって、及び、対立する利害に対する研究者の態度によって、決定された。経済学者たちの間でのこれらの違いこそが、経済思想の「学派」として知られているものである。(Commons [1934a] pp. 109–10)

コモنزによれば、ある時々の経済理論は、その時代に支配的な社会集団が作り上げた、あるいは、作り上げようとしている政治経済体制のかたちにより左右される⁶。そうであるならば、コモنزの制度経済学を理解するためには、アメリカ社会の趨勢を把握することなしには困難であろう。

そこで、本稿は、アメリカの経済、政治、司法の趨勢をコモنزの思考の発展と並行して見ていく。コモنزの思考の中でも、とりわけ彼の理論の核心たる適正価値論に関連する点に注目する。

ここで結論を先取りしておきたい。コモنزが生きた南北戦争からニューディールに至るまでのアメリカ史とコモنزの思想形成を並行させつつ概観すると、両者が軌を一にしていることが見てとれる。そのことから示唆されるのは、コモنزが高い「仮説形成 abduction」能力を有している点である。彼は、現実の変化を鋭く感じ取りながら、その変化をもたらしてきた集団の行動原理を抽出し、それを適正価値論へと練り上げていったのである。本稿が主張したい点は、適正価値論が、価値の進化の背後に制度の進化があり、しかも、制度進化は「条理の原則 rule of reason」という思考様式に則っているという見方

⁵ 原文のイタリック体は**太字**に、頭文字が大文字にされている用語には傍点を付した。斜体を用いた強調と [] 内の補足は、引用者による。なお、Commons (1924a), (1934a), (1950) については、邦訳を一部修正のうえ引用した。

⁶ Commons (1934a)の邦訳者の一人である中原隆幸は、この点を常々強調している。

を基礎に据えている点である。というのも、そうした見方は、同時代の新古典派経済学者のみならず、同時期の社会経済学者や政治経済学者に共有されていない、コモنزの独特な見方であるからである。ただし、この見方は、経済学の学界内では異端の極みかもしれないが、革新主義時代を中心にアメリカの歴史と思想的に反映させている、いわば当時の王道をなす社会経済思想であったと推察できる。

本稿は、アメリカ史の主流な時期区分を参考に、コモنزが生まれ育ち、社会改良を志すに至った南北戦争から 1890 年代までの時代、社会改良立法の立案者としてコモنزが登用された革新主義の時代、その実務上の知識を言語化、体系化していった第一次世界大戦後から 1929 年までの時代、コモنزの思想が集大成されるに至った大恐慌からニューディールまでの時代という 4 つの時代区分を採用する。本稿では、アメリカの経済、政治、司法の動向を概観しながら、コモنزがその中でどのような実務に携わり、どのように思索したのか、そして蓄えていった知識を最終的にどのように整理していったのかをみる⁷。

各時期区分においてコモنزの実践と研究に言及していくので、本稿は、伝記の要素を有している。優れた伝記がすでに多数あるなか(Bazzoli [1999]; Commons [1934b]; Harter [1962]; Vögelin [1995]; 伊藤 [1975])、本稿がそれらの伝記と明確に異なる点は、「適正価値論」を理解するという目的でアメリカ社会の動態とコモنزの思考形成過程を並行して見ていく点である。これらの伝記はいずれも、適正価値論を理解するという課題を真正面から取り組んではいない。Commons (1934a)の 1927 年・1928 年草稿の表題が「適正価値」であることから明らかなように、適正価値論はコモنزの制度経済学の核心である(Commons [1927c]; [1928])。したがって、コモنزの核心を掴もうと望むならば、この主題を避けて通ることは決してできないだろう。

II 南北戦争から金メッキ時代まで (1865 年から 98 年)

1 経済大国化するアメリカと社会矛盾

コモنزが生をうけてから政策立案者として時代の最前線に立ち始めるまでに、アメリカは、工業化を急激に進め、経済大国としての地位を揺るぎないものにした。その反面、急激な経済成長に伴って社会問題が表出していった。

コモنزが生まれる一年前の 1861 年に勃発した南北戦争は、経済史的に言えば、北部の製造業者にとって利益をもたらすこととなった戦争であった。南北戦争では、奴隷制の存

⁷ このような記述の仕方ゆえに、コモنزの研究と実務の遍歴が見えにくくなる可能性がある。これを防ぐ見取り図を読者に提供するために、本稿の末尾に、コモنزの研究と実務の略年譜を掲載する(「表 1-1 J.R.コモنزの略年譜」)。なお、略年譜の中にある、キリスト教社会改良、移民問題への対応策、価格安定化の主張、については、適正価値論の形成過程に焦点を絞る本稿では取り上げない。キリスト教社会改良については高橋(2013)、移民問題への対応策については Vögelin (1995, pp. 225-9, 247-9)、伊藤(1975, 70-84 ページ)、価格安定化の主張については高橋(2008)を参照のこと。

続や州レベルでの自治の継続を求める南部に対し、奴隷制の廃止や保護主義的な関税など連邦レベルでの統合を目指す北部が勝利した。戦争は、ホームステッド法や大陸横断法といった、それまで南部の反対で実施に移せなかった政策を実施することを可能にし、この時点でアメリカは工業化への針路を規定されるに至った（有賀他編 [1993a] 397–421 ページ；秋元 [1995] 82–91 ページ；有賀・紀平・油井編 [2009] 69 ページ）。

こうして軌道にのせられたアメリカ工業化の進展は目覚ましいものであった。再建のなかで南部綿作プランテーションは、奴隷制に代替する制度としてシェア・クロッピング（分益小作）制度を導入し、戦前の効率性を維持した。しかし、南部の農業よりも注目すべきは、1860年代から1890年代にかけて、第二次産業革命の波をうまくとらえた目覚ましい工業の進展であった。世界工業生産高にアメリカが占める割合は、1860年には14%であったものが、1870年には23%、1896–1900年には30%となり、一人当たりGDPもまた増進していった（有賀他編 [1993] 455–7 ページ；石見 [1999] 22 ページ；飯田 [2005] 101–9 ページ）。

とはいえ、この時代は大企業による市場の支配、貧富の格差が問題化した時代でもあった。この時期、水平的統合、あるいは垂直的統合を図る企業によって、第二次産業革命以前には考えられなかった規模と機能をもった大企業が形成され、鉄道、鉄鋼、石油産業といったいくつかの産業では、寡占化、独占化が起こった。大企業の存立には、それが発展させた組織の管理機構による市場の内部化という経済的合理性があったものの、ユニオン・パシフィック鉄道の汚職事件、アンドリュー・カーネギーやジョン・D・ロックフェラーといった企業家の経営手法に対する批判が数多くなされた。また、貧富の格差も拡大していた。1810年、トップ10%の富の占有率は、60%弱であったが、1870年には70%強となり、統計データの都合から本項の時代区分を飛び越して1910年となるが、この割合は80%となった。このような事実は、不平等なヨーロッパから逃れた開拓者の間の平等というアメリカの建国理念に反するものとして大いに危惧されるようになった（ブラックフォード&カー [1988]⁸ 141, 200–209 ページ；安部・壽永・山口 [2002] 55–88 ページ；アマトリー&コリー [2014] 93, 126–132 ページ；ピケティ[2014]）。

2 『富の分配』

こうした世相の中、コモンズは、クェーカー教徒でありスペンサーの社会進化論に共鳴する自営業者の父と、高等教育を受けカルヴィニズムを信仰し進化論に対立する教師の母との間に生まれ育った。この両親のもとで懐疑的思考や進歩思想を身につけていった彼は、紆余曲折がありながらも、1888年、学問の道を本格的に志すためにジョンズ・ホプキンス大学大学院に入学した。そこで彼はリチャード・T・イーリーに師事し、実態調査の重視、法制度への着眼、社会改良志向というイーリーの傾向に強く影響を受けた(伊藤 [1975])。

⁸ 原著を内容にまで踏み込んで精査していない文献については、正確を期するために邦訳書を参考文献として取り上げた。

こうして、ジョンズ・ホプキンス大学大学院を卒業して 3 年後に出版されたコモنزの初の著書が『富の分配』(Commons [1893] *Distribution of Wealth*, 本項では DoW と略記)であった。同書に関してまず目を引くのは、独占企業の余剰がオーストリア学派の限界理論を用いて分析された点である。当時、アメリカの経済学界ではアントワーヌ・A・クールノーの独占分析(Cournot [1838])がほとんど知られていなかったという留保つきではあるものの、コモنزによる独占分析は先駆的な研究であった(Harter [1962] pp. 36–7)。

しかし、のちのコモنزの理論的展開をみるうえで最も重要な点は、DoW が抱えた嘸み合わせのなさにあろう。コモنزは、同書で、政府が個人に対して付与する独占的特権が、富の分配に影響を与えるのはもちろんのこと、あらゆる個人の市場アクセスの機会を不平等化していることを指摘した(伊藤 [1975] 58–69 ページ)。DoW は、余剰をもたらすのは機会であり、この機会とは、地域独占営業権 franchise, 特許権, 著作権といった、主権によって与えられた独占的特権であると主張した。コモنزはある一節に、「富の分配において、全能の要因は、政府の主権である」とまで著述しており、政府への強い関心がうかがえる(Commons [1893] p. 111)。このように政府によって設定されうる機会、無形財産、あるいは政府の権能であるところの主権というコモنز独自の着眼点は DoW の中にはっきりとみられたものの、彼はその着眼点を限界理論と、さらに絞ると企業の「費用」の観点と、結び付けることはできなかった(Commons [1934a] p. 824, n. 175)。結局、彼はこの自著に強く失望したという(Harter [1962] p. 37)。彼がその後実務で卓越した才能を発揮しながらも理論にこだわり続けたのは、この強い失望感があったからこそであり、経済学を上記の着眼点と結合させたいという切なる思いが、DoW 出版後およそ 30 年間、彼が経済学を刷新しようともがき続けた原動力になっていた(Commons [1924a] p. vii)⁹。

3 不平等を是正する役割を担いはじめた政府、体制協調的な労働運動の出現

Dow にみられる不平等を人為的に創出する政府という像は、競争環境を適正な度合いに保とうとする政府という Commons (1924a)や Commons (1934a)における政府像とは対照的である。しかし、不平等の源泉たる政府という像は、政府を正せば、不平等、あるいはこれを生む構造を改善できるという見方にもなりえた。そして、この見方は、特権をどのように与えればよいのかという問いに結びつく可能性も有していた。実際コモنزは、世紀転換期以降、この見方や問いをもって実践と思索を続けることになる。しかし、コモنز一人がこうした見方や問いを抱いていたのではない。むしろ、アメリカでは、1860 年代から 1890 年代にかけて、すでにこのような観点から対策が講じられ始めていた。コモنزが世紀転換期以降、政策立案者として取り組むことになった、政府規制政策と労働問題を事例として取り上げながら、この動きをみていきたい。

⁹ DoW が「均衡」分析に終わっている点も指摘できよう。市場を含む社会秩序の「進化」という観点は、むしろ分析の中に入ってこないし、その進化を引き起こす人間の愚かさや創造性もまた、分析から除外されている。

政府が不平等を正しようという発想は、それを求める民衆の声によって、一群の企業規制法となって結実した。先のⅡ 1 でみたような企業の汚職事件、巨大企業の独占、複数企業による共謀・複占化は、民衆の不平不満を惹起し、政治指導者に対して企業を規制するよう求める声が高まった。この結果、州レベルでは、鉄道会社が課す運賃率を指示することができる権能をもつ州鉄道委員会を設置する州法が 1860 年代後半から制定されはじめ、連邦レベルでは、鉄道の規制を目的とする州際通商法が 1887 年に制定され、続いて 1890 年には、シャーマン反トラスト法が制定された。もっとも、それらの運用が活発になされたとは言いがたい。州際通商法によって設置された州際商業委員会（連邦初の独立規制委員会）は、鉄道の運賃率が「公正かつ合理的 just and reasonable」であることを監視するための組織であったのにもかかわらず、そのための強制力を有していなかった。また、シャーマン反トラスト法の適用が必ずしも厳密に行われることは少なくとも 1890 年代に関する限りなかった(ブラックフォード&カー[1988] 200-9 ページ; 安部・壽永・山口 [2002] 190-1 ページ)。

この時代は、労働組合の組織化が進んだ時代でもあった。南北戦争より前には持続的な組織にまで発展することがかなわなかった労働組合は、例えば、労働騎士団による労働者の全国規模での組織化（1878 年）、職能別組合主義の路線をとるアメリカ労働総同盟（American Federation of Labor: AFL）の結成（1886 年）などを経て、ようやく定着していった。しかし、この二つの組合は全く異なる命運をたどった。一方で、生産に携わるあらゆる労働者に参加を呼びかけ、資本からの解放を求めた労働騎士団は、ヘイマーケット事件（1886 年）をきっかけとして、企業と政府の弾圧により急速に勢いを失った。他方で、AFL は、その初代会長サミュエル・ゴンパースが掲げる「ビジネス・ユニオニズム」のもと、白人熟練工を組織し、その勢力を伸張させた。ビジネス・ユニオニズムとは、労働運動は政治運動化すべきではなく、雇用主に対して、賃金や労働時間を争点とする交渉に集中すべきであるとする労働運動の活動方針であり、AFL の立ち位置を規定した。この組合戦略によって、AFL は、経営者が交渉相手と目す、体制協調的な労働組合となっていた(竹田 [2010], 野村 [2013] 79-160 ページ)。後年の論評ではあるが、コモンズはこのゴンパースの運動「哲学」を高く評価していたことが分かっている(Commons [1925]; [1934b] p. 73)。コモンズは、労働者たちが少数派であることを宿命づけられている政治闘争ではなく、雇用主と労働者の交渉力の平衡が担保されるような交渉の体制を構築することこそ、労働運動の向かうべき方向とも考えていた(Commons [1934b] pp. 167-8)。

このように、南北戦争=再建期、金メッキ時代における企業に対する政府の規制やビジネス・ユニオニズムは、不平等を積極的に是正するという政府の像、対等なもの同士による交渉というヴィジョンを提示しはじめていた。もっとも、そういった規制は強制力に欠け間歇的であるという限界を有していた。くわえて、規制をどのように公私の団体によって管理運営するか、価格をどのように形成するべきなのか、という論点については、実践のみならず、有用な理論やヴィジョンが形成されていたとは言えなかった。

Ⅲ 革新主義の時代（98年から第一次世界大戦期）

1 政策立案者としてのコモنزの活躍と実務に根ざした知識の獲得

世紀転換期から第1次世界大戦期までの革新主義の時期に、コモنزは、革新行政の中心地のひとつとなったウィスコンシン大学に職を得て、政策立案者として時代の最前線に立ち始めた。

革新主義の時代とは、金メッキ時代における改革を引き継ぎながらも、混乱した社会秩序を回復させるための斬新な手が打たれていった時代であった。連邦レベルでは、セオドア・ローズヴェルト政権からウッドロー・ウィルソン政権までの時期がそれにあたり、特に「トラスト・バスター」の異名をとり、「公正な取扱い（スクウェア・ディール）」を施したローズヴェルトによる施政は、革新主義の時代の性格をよく伝えている。しかし、革新主義は、市政レベルから始まり、州政レベルに拡大され、連邦レベルの運動となった改革運動であった。なかでも、1904年以降にコモنزが深く関与することになるウィスコンシン州は、「民主主義の実験室」と名付けられ、州政改革の模範となっていた(野村 [2013] 157 ページ; 有賀他編 [1993] 124-54 ページ)。

1904年にウィスコンシン大学に赴任してすぐさま、コモنزは、革新運動を展開するウィスコンシン州知事ロバート・M・ラフォレットから公務員法の立案を依頼された。これ以降コモنزは、ウィスコンシン州の経済規制法や社会立法の立案や執行に携わっていく。それは、公益事業規制法の起草、同州産業委員会委員として工場の安全、労働者補償の管理運営など、実に多岐にわたっていた。この時期から、彼は、集団的行動に参画し、その集団の一構成員として権能を獲得し、ウィスコンシン州を中心にその権能を十分に行使していった。ただし、それは、もちろん孤立した個人としての権能の行使ではないし、権限あるリーダーとしての決定という言い方もあまりふさわしくない。むしろ、コモنزは、交渉の巧者として、交渉相手と共に革新的制度を討議的構築していくというかたちで一構成員としての力を発揮していたように見える。

こうした仕事の遂行を通じて、コモنزは実務に根ざした知識を得ることになった。ひとつは、「法の正当な過程 due process of law」, 「適正さ reasonableness」, 「条理の原則 rule of reason」に関する知識である。コモنزは、法廷の論理を研究するなかでこれらの知識を得た。もうひとつは、行政委員会方式に関する知識である。コモنزは、経済規制立法および社会立法、ならびに、それらの管理運営に携わるなかで、そうした知識を深めていった。これらの見識は、後に彼の「適正価値論」の核心を構成することになる(Commons [1934a])。

2 判例の調査（1）——ロクナー時代と実体的な「法の正当な過程」

コモنزは、公益事業規制法や安全雇用法の起草に関与する中で、これらの法律が違憲

判決を受けないよう、判例を綿密に調査していた(Commons [1911])。これはアメリカ憲法史でいうところの19世紀末から1937年「憲法革命」¹⁰に終わる「ロクナー時代 Lockner era」¹¹、州法や連邦法の違憲判決が続出したためであった¹²。

その名の通り、ロクナー時代を象徴する事件は、1905年ロクナー事件¹³である。この事件において、連邦最高裁は、労働時間を規制するニューヨーク州法に違憲判決を下した。判決の多数意見は、以下のことを判示した。憲法第14修正の中の「自由」という文言には「契約の自由」が含まれる。ここでは、雇用契約の自由がそれにあたり、その契約において確定する財産権を州法は規制している。しかし、この州法の規制内容、つまり手段は、労働者の健康を保護するという同法の目的と関連性を有していない。したがって、労働者と使用者で交わされた契約を不当に侵害する。

この多数意見に到達するまでの、19世紀を通じた最高裁判所による憲法解釈の過程もまたコモンズが裁判所を重要視した背景を理解するうえで不可欠な知識なので、簡単ではあるが補足したい¹⁴。アメリカ合州国憲法は、法の正当な過程条項を、憲法第5修正と第14修正という2つの条文の中にもっている。このうち、第14修正は「いかなる州も、法の正当な過程なしに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない」と定めている。この第14修正が南北戦争によって新たに定められたことによって、連邦最高裁は、連邦政府に対する制約としての第5修正だけでなく、州法に対しても違憲審査権をもつに至った。

さらに連邦最高裁は、先に述べたように、この「自由」の意味づけを経済的自由へと拡張し、しかも、州がこの自由を規制する場合、手続ばかりでなく実体的内容についてもこの条項が問題になることを示すに至った。このように連邦最高裁が第5修正と第14修正の

¹⁰ ロクナー時代、連邦最高裁は、法律の実体的内容に立ち入って審査することで、経済規制立法や社会立法に対して数多くの違憲判決を下した。初期ニューディール期には、農業調整法および全国産業再建法に違憲判決が下された。再選後のローズヴェルト大統領は、「裁判所抱込み策 court packing plan」を展開した。これは、連邦最高裁を増員し、その増員枠にニューディール政策に好意的な裁判官を配置する戦略であった。その戦略が効を奏し、1937年ウェスト・コースト・ホテル事件を契機に、ニューディール立法にも合憲判決が下されるようになった(West Coast Hotel Co. v. Parrish, 300 U.S. 379 [1937])。詳しくは、樋口(2013, pp. 252-3)を参照のこと。

¹¹ 法の正当な過程が私有財産権の保障規定として多数意見の中で表明されたのは1897年オールガイア対ルイジアナ事件(Allgeyer v. Louisiana, 165 U.S. 578 [1897])であり、「ロクナー時代」はここから始まる。にもかかわらず1905年ロクナー事件がその時代を象徴する事件とされる理由は、以下の2つである(田中 [1987] 165 ページ)。まず、それ以後の労働立法に大きな影響を与えたからである。次に、オリバー・W・ホームズ裁判官の有力な反対意見が公表されたからである。

¹² ロクナー時代および法の正当な過程(デュー・プロセス)についての極めて平易な説明は、樋口(2013, 240-53 ページ)においてなされている。本項は、これを大いに参考にした。

¹³ Lochner v. New York, 198 U.S. 45 (1905)。

¹⁴ その過程について、詳しくは、田中(1987, 54-203 ページ)を参照のこと。コモンズがこの過程をどのように理解していたかについては、加藤(2012, 27-44 ページ)による丁寧な紹介を参照のこと。

「自由」の意味づけを拡張させた結果、ある個人の財産権に不利益を与える決定に際して州政府はその個人に弁護の機会を与えたかという従来の「手続的な」法の正当な過程のみならず、法律の目的が正当であるか、および、その目的に対して正当な手段をとっているかという「実体的な」法の正当な過程にまで、裁判所の違憲審査権が拡張されるに至った。このように、連邦最高裁の違憲審査権は、連邦最高裁自身の憲法解釈の変更によって格段に広げられた。連邦最高裁は 19 世紀末から 40 年以上、この広範な違憲審査権を行使して、さまざまな経済規制立法や社会立法を違憲とした。裁判所が違憲審査権を積極的に行使する方向に動いた理由は、革新主義より前に任命された裁判官が政治介入による富の再分配に強く反対するという保守的な傾向をもっていただけとされている。そのような態度をとる裁判官が任命されていったため、裁判所全体としてみると、有産階級の既得権を擁護する傾向が強まっていた(田中 [1987] 150 ページ)。

コモンズは、このロクナー時代に対応するために行った自身の行動について、以下の記述を後年綴っている。

[1899 年以降、自身の研究、労働仲裁や委員会への参加を通じて] 私は必要に迫られ、主に合衆国最高裁判所と労働および商業仲裁裁判所の、数百もの判決を研究していた。私はその研究において、これらの裁判所が利害対立の紛争に判決を下す際に依拠している、裁判所の原則が何であるかを発見することに努めてきた。最高裁判所は、法の正当な過程に関する憲法の条項にもとづいて、財産と自由を取り上げる行動をし、また法による平等な保護のために行動していた。これらの決定は、私の『資本主義の法的基礎』[Commons [1924a]] において議論されている。(Commons [1934a] p. 3)

Commons (1893)では国家の恣意性が、続く Commons (1899–1900)年では立法府の権威性が強調されていたのと対照的に、Commons (1911)や(1924a)においては、司法的主権の至高性が常に彼の念頭に置かれることになった。疑いなく彼の思考の変遷には、この「ロクナー時代」が刻印されていた。しかし、コモンズは、裁判所がやみくもに個人主義を擁護しその思想に則る判決を繰り返しているわけではないこと、裁判所が実体的な「正義」ないし「適正さ」に基づいて判決を行っていることを発見しつつあった。

私は、これらの手続に参加したからこそ、「法の正当な過程」によって裁判所が意味するものを調査しにかかったのです。私は、拙書『資本主義の法的基礎』において詳述したように、1884 年フルタド事件を発見しました。この事件において、合衆国最高裁判所は正当な過程の意味づけを、古くからの「正当な手続」という意味づけから、変わりゆく状況の下での「実体的な正義」の意味づけへと変化させたのです。そして、この「正義」とは、「適正さ」に相当するものだったのです。だから私は、こう考えま

した。経済的利害対立において、適正な価値と適正な実践は、誰かの主観的意見ではなく、行動において表現される集団的意見だったのです。その意見は、経済的利害を対立させながらも、共に探求し、経験によってその事実すべてを知っている人々の集団的意見なのです。私は後に気づいたように、これこそパースの「プラグマティズム」だったのです。(Commons [1934b] p. 160)

3 判例の調査(2) ——シャーマン反トラスト法の運用と条理の原則

コモنزはのちに「条理の原則」を、適正価値論を構成する要素として重要視した(Commons [1934a] pp. 71, 80)。これは、裁判官の意思決定の方式が「形式的」「演繹的」な論理よりも、むしろ、係争中の事案の社会的正義と不正義を比較考量するという方式に基づいているとコモنزが理解したためであった。したがって、条理の原則は、制度を変化させるときの意思決定の仕組みを考察しようとするならば、ならびに、係争において社会正義がどのように、どの程度実現するのかを考察しようとするならば、見逃すことのできない方式とみなされた。そして、条理の原則を理解するには、この原則が定着するに至った「スタンダード・オイル事件」¹⁵をみななければならない(Commons [1924a] p. 356)。

1890年代まで低調であった反トラスト法の運用は、セオドア・ローズヴェルト政権を期に活発となっていった¹⁶。1911年スタンダード・オイル事件は、ローズヴェルト政権期はもちろんのこと、革新主義時代全体を象徴する出来事の一つであった。1911年、持株会社を結成していたスタンダード・オイルは政府によって提訴され、連邦最高裁によってシャーマン法第1条及び第2条違反の判決を受けた。その結果、同社は、約40の会社に解体された(安部・壽永・山口 [2002] 86–87, 192–193 ページ)。

この判決以降、シャーマン反トラスト法の適用を審理するときに最高裁が基づく原則が、「当然違法の原則 *per se illegal rule*」から「条理の原則」へと移行した。前者は、競争を制限する事業慣行は一律に同法第一条違反とすべきとする原則であった(江上 [1979] 3 ページ)。一方で、後者は、「具体的事件ごとに、競争制限による社会経済的不利益と利益とを比較考量したうえで違法性の有無を判定することが合理的である〔条理に適合している〕とする立場であり、この立場からは、競争を制限する事項を内容とする合意または共同行為に対し、その目的または効果を検討し、それが市場の開放性を阻害し、市場価格を引き上げるなどの有害な影響を持つおそれがあるかぎりにおいて、これを一条違反とすべき」という原則であった(江上 [1979] 3 ページ)。この原則に基づいて、スタンダード・オイルの行為は、独占を確立維持するという目的と実際の効果を有し、したがって公共の不利益になると判断された。

条理の原則に基づいて合法と判定される行為は、コモنزのいう「適正な差別待遇 *reasonable discrimination*」に当たろう(Commons [1934a] pp. 80, 332)。彼は、競争者と

¹⁵ *Standard Oil Co. of New Jersey v. United States*, 221 U.S. 1 (1911).

¹⁶ 競争制限について、カルテル(プール *pool*)は、1887年州際通商法によって規制された。

の共存共栄を図るための協調的価格政策といった事業者間の協定を、価格安定化を図る私的な政策として評価した(Commons [1934a] pp. 773–88)。他にも、事業統合による大規模化からもたらされる効率性向上分を従業員の賃上げに反映させることもまた、適正な差別待遇に当てはまるとされた。

4 行政委員会への注目（1）——1907年ウィスコンシン州公益事業規制法の立案

ウィスコンシン州知事ラフォレットに依頼されて、コモنزは1907年ウィスコンシン州公益事業規制法を起草した。この法案は公益事業規制の理想とみなされ、各州に次々と模倣されていった(Commons [1907]; [1910])¹⁷。

この法案作成において、コモنزは独自の信念と、調整能力をもってこれにあたったことが明らかになっている。法案作成にあたってコモنزは、ウィスコンシン州の鉄道料金委員会委員からの助言、自らも調査に参加した公益事業に関する全米市民連合の調査報告を大いに参考にした。さらに驚くべきことに、法律が執行されれば規制を受けるであろう当の公益企業からも協力を引き出していた。このような行動をとれたのは、彼が公共に対してのみならず会社に対しても利益を与える規制を作成することを意図していたからである。具体的には規制において、「適正な」資本収益率の確保を、委員会が会社の資産価値から決定し、それにもとづいて料金を決定しようとしていた¹⁸。Harter (1967, p. 95)は、ここに「改革者としてコモنزの類まれな能力」を見出している。

コモنزは、改革される必要がある人々に押し付けられるべき何かとして改革を考えてはいなかった。むしろ彼は改革を、経済システムをより機能するもの *workable* にすることのできる制度的調整として考えていた。関係しているすべての当事者たちが利益を得ることのできるような方法で問題が解消されうると信じたときに、彼は最も熱心になった。(Harter [1962] p. 96)

1907年公益事業規制法が委員会に付与した権限は、州内ほぼすべての公営・民営の公益事業に対する規制という、鉄道規制から範囲を拡張された規制権限、公益事業の帳簿、会計、書類などあらゆる記録を調査・捜査する権限、料金規制にくわえてサービスの質に関

¹⁷ ただし、1907年ウィスコンシン州公益事業規制法は、もちろんコモنزによる完全な創作物ではない。コモنزは、すでに執行されていた1905年ウィスコンシン州鉄道料金委員会法を模倣して公益事業法を起草した(Harter [1962] pp. 91–9)。ウィスコンシン州は、委員会方式を用いて「鉄道」を統御するという点で、全米の先駆者であった。後述するように、コモنزは、この委員会方式をさらに練り上げ、くわえて、規制の対象を、公営、民営を問わず、公益事業の規制全体へと拡大した。

¹⁸ 公益事業の料金は、総括原価が収入によって賄われるように決定される。すなわち、 $R=E+(V-D)(1+r)$ 。Rは総収入、Eは営業費（減価償却と税金を含む）、Vは有形財産と無形財産の粗価値、Dは減価償却累積額である。(V-D)は「料金基底 rate base」であり、rは一般には「公正報酬率」と言われ、本稿でいう「適正な」資本収益率にあたる。

する標準を設定できる権限などであった¹⁹。

このようなウィスコンシン州の規制立法は、漸進的な発展の最初の一步ではなく、最も進歩的なもの、つまり文字通りの「モデル」として現れた。このモデルは、程度の差こそあれ、21もの州に模倣された(Holmes [1915])。

5 行政委員会への注目(2)——1911年ウィスコンシン州安全雇用法の起草

1911年、ウィスコンシン州は「安全雇用法 Safety Employment Statute」を制定したが、この主たる起草者もコモンズであった。この法律は、州の全ての労働法を監理運営する産業委員会を創出するものであり、かつ、労災保険制度と結びついていた。この法案を起草するとき、彼の学生であるフランシス・バード Bird はコモンズと共に頭をひねりながら、裁判所の違憲判決を回避しうる「適正さ」の意味づけについて、以下のような革新的な着想を得た。

法案では、産業委員会が安全規則を策定し、かつ、強制する力をもつとされた。というのも、技術や生産の仕組みが急速に進歩する時代において、安全規則を立法府が修正することを定める旧来の工場安全法では労災に迅速に対処し、未然に防止することができなかったからである。しかし、もし委員会が決定する安全の標準が「適正な」標準でなければ、「法の正当な過程」なしに企業の財産を奪うという理由からいずれその法律に対して違憲判決が下されるであろう。それまで、「適正な」標準とは「通常人の」標準を表していた。これでは、現状の労災件数を減らすための有効な規制を行うことができない。なぜなら、当時、経営者が「通常人」の注意を払うだけでは、職場に満ちていた危険を排除することはできていなかったからである。バードは、次の文にみられる意味での適正さへと、適正さの意味づけを変更することによって高い安全標準を企業に課すことを合憲化するという着想を得た。すなわち、産業または雇用主の本質 nature が適正に許容する reasonably permit 中での最も高い水準の安全である(Commons [1911] p. 247)。

法案では、このような解釈上の革新に加えて、コモンズによる制度的革新が含まれていた。それは、安全法と労災補償制度を結びつけたことである。労災補償制度は、任意加入の相互保険であり、ある加入雇用主の職場における労災発生が少なければ、その分次期の保険料が引き下げられるという仕組みになっていた。保険料すなわち費用を引き下げたい

¹⁹ 本稿の根幹に直接かかわる論点ではないが、「不確定の許可 indeterminate permit」を委員会が公益企業に与えるという方式はウィスコンシン州が初めてであり、この方式がウィスコンシン州法の制度的革新を構成していた(Commons [1907] p. 192; 現代公益事業講座編集委員会編 [1974] 294, 314 ページ)。この方式のもとでは、それを与えられた公益企業は命ぜられた義務を遂行する限りは地域独占営業の許可を取り消されることがない反面、委員会は、必要があるときにその地域独占営業権の内容を変更することができる。この方式は、企業の腐敗を引き起こしやすい「永久的地域独占営業権」、期限の終期が近づくとつれて義務遂行について企業の怠慢がみられるようになったり許可更新を狙って政治腐敗が横行する「短期的地域独占営業権」の短所を克服する方式である。詳しくは、現代公益事業講座編集委員会編 (1974, 291-7 ページ)を参照のこと。

という動機で安全の向上を図るといふ、雇用主に対してインセンティブを与えるこの仕組みのもと、産業委員会の「安全専門家 safety expert」は、追加的費用や産出への悪影響なく実行できる労災予防策を発見することに努め(Commons [1913] p.257)、かつ、工場捜査官としてというよりもむしろ工場の管理者に対して継続的に助言を与える者としてふるまった(Commons [1950] p. 279, 邦訳 314 ページ)。安全専門家の助言、教育、全州での大々的な安全向上キャンペーンの効果によって、労災による死亡者数がある 5 年間の期間をとるとその間に 61%削減したほか(Harter [1962] p. 112)、労使信頼が醸成されたり、効率性が向上したりする例があったという。こうした、「強要」ではなく「誘因」にもとづく制度を設計したことは、コモンズが労災予防という課題について成し遂げた制度的革新であった(Harter [1962] p. 108)。

コモンズが、上記のように労働立法において憲法上の障壁を突破する方法を示したあと、カリフォルニア、マサチューセッツ、ニューヨーク、オハイオ、ペンシルバニア州がウィスコンシンの主導に続いて産業委員会方式を労働問題の解決のために取り入れていったという。「産業委員会を創るための運動の指導者と呼ばれるにふさわしい者がいるとすれば、それはコモンズに他ならなかった」(Harter [1962] p. 113)。

こうして、実態調査を通じて社会改良の可能性を研究し模索してきたコモンズは、緻密な判例研究から合憲的な社会立法を可能にする立案技術を得て、1900 年代後半から 1910 年代にかけて時代の先頭を走り、各州を牽引していった。こうした各州の行政委員会方式が広がり、仕組みの進歩は、1910 年以降の連邦における行政委員会方式の拡大を促すことにもつながった²⁰。ただし、どのような条件で価格形成がなされれば料金や賃金などの価格は社会正義を体現するのか、という経済学のおよび倫理的な考察は、未だ彼の中で醸成しきっていなかった。彼はそのような論点に関わる理論を、1920 年代においてようやく言語化、体系化していく。

IV 第一次世界大戦後から 1929 年まで

1 1920 年代とコモンズ

アメリカ史における 1920 年代は、革新主義期に設定された政策的枠組みが引き継がれた時代であり、その枠組みの中では確かに保守反動の要素があったとはいえ、大きな揺れ戻しはみられなかった時代であった。それは、自動車、家電といった耐久消費財の旺盛な需要に基づく空前の大好況の中、さまざまな利害の対立が表面化しなかった時代でもあった(楠井[2005] 17-29 ページ; 有賀・紀平・油井編 [2009] 101-5 ページ, 秋元 [1995] 148-170 ページ)。

²⁰ 例えば、1914 年クレイトン反トラスト法により連邦取引委員会が誕生し、1920 年、連邦議会は、ついに州際通商委員会に、鉄道料金の提案と決定を行う権限を与えた。

こうした世相のなか、1920年代のコモンズは、物価安定化の研究²¹、ウィスコンシン州での労働立法の立案²²、膨大な判例の研究に立脚した資本主義論の執筆(Commons [1924a]), 競争制限的慣行の調査(Commons [1924b]), ウィスコンシン大学での教育(Commons [1934b] pp. 127–8)を通じて、革新主義期に自らが実践した思想の体系化を図っていった。それは Commons (1924a)『資本主義の法的基礎』及び Commons (1927c)「適正な価値—意志的経済学の理論」に結実した。それらの体系的な論考では、価値の調整因として裁判所が最上位に君臨していることが強調され、価値の由来は機会にあり、さらにいえば制度がその機会を規定しているという気づきが示された(Kitagawa [2014])。こうした考察は、革新主義時代までのアメリカの経済調整をめぐる現実の制度変化を反映したものにもすぎないかもしれない。しかし、後にもみるように、「価値」とはいかなるものか、その基礎にあるものは何か、それはいかにして調整されるのか、という論点について、実態を的確に反映した論考を提示した経済学者は、この時代ではコモンズだけであった。

2 裁判所の決定にともなう「価値」の変容

1893年『富の分配』における失敗、すなわち、法律や政治に関する論点と限界原理にもとづく経済学を融和させることができなかつたという失敗を乗り越えようと思案し続けてきたコモンズは、この1920年代に、ようやく法律の論点と経済学の主題を同時に論じることができる方法を徐々に体系化していった。その体系のいわば「前半部」が1924年『資本主義の法的基礎』である²³。この著作の中で、彼は、これまでの仕事を通じて獲得してきた判例に関する該博な知識を生かしながら、経済学という「価値」が市場メカニズム以前に実は財産権を規定する法律や事業慣行に依存していること、及び、そういった財産権をめぐる制度の変化に伴って「価値」もまた変容することを示そうとした。

南北戦争以前、財産権は、不動産をその典型とするような、物質として定義されてきた。しかし、産業の発展によって現れてきた無形財産、例えば、事業上の「のれん」、地域独占

²¹ コモンズは、連邦準備局 Federal Reserve Board による1923年の公開市場操作の適時性を高く評価し、また、同局の不胎化政策を支持した(Commons [1927a]; [1927b] p. 400; 高橋 [2008] pp. 542–3)。忘れてはならない点は、FRBは金本位制をめぐるゲームのルールを破った点、それによってイギリスはアメリカがルールを守っていた場合に比べてはるかに厳しい不況と物価下落に見舞われた点、そして何よりも、それが「世界的な大恐慌を生み出す主たる原因の一つとなった」点である(ホール&ファークソン [2000] 46ページ)。国内の物価安定に関心を集中させ(高 [2013] 5ページ)、世界の金融秩序を維持するという責任感を欠落させている点に、世界最大の債権国に躍り出たにも関わらず覇権国としての自覚と責任を欠いていた当時のアメリカにコモンズもやはり生きていたということを私たちに強く感じさせる。

²² 1920年より失業補償法案が各会期ごとに審議されては否決されてきた。それが議会を通過したのは、景気の深刻な低迷と失業者の増大が続いていた1932年になってようやくであった。

²³ 「後半部」にあたるものが Commons (1927c)であり、それに加筆・修正を加えた Commons (1934a)であるといえよう。

営業権，特許，商標といった無形財産を取り込むために，憲法上の財産権の概念をどのように変えるかという問題が，南北戦争後の法曹界の課題になった。1890年，ミネソタ料金事件²⁴において，最高裁は，「物質的なものが財産権の対象であるばかりではない。これらのものもつと期待される収益力も財産権である。そして，財産権を所有者から奪うことになるのは，権原や占有を奪う収用権による場合に限らず，交換価値を奪う規制権限の行使による場合も同様である」と判示した(Commons [1924a] p. 16, 邦訳 20 ページ; Horwitz [1992] p. 146, 邦訳 185 ページ)。この判決の先駆けとなって財産権の変容を明言したものが，1873年屠殺場事件²⁵における最高裁ノア・H・スウェイン裁判官による反対(少数)意見，及び，1876年マン対イリノイ事件²⁶におけるスティーブン・フィールド裁判官による反対意見であった。こうした変容を含め，コモンズは，諸々の事業慣習が先行し，主権が後を追ってその一部に認可を与えていくなかで，財産権が変容していく歴史を以下のようにまとめた。

・・・経済的資産としての財産における 3 つのアメリカ的な意味〔有体，無体，無形財産〕は，イギリスおよびアメリカの裁判所の実践から生じてきた。裁判所は，適用可能かつ適切であると考えられる限りにおいて，民間の当事者たちの既存の慣習を踏襲し，彼らに主権による物理的な制裁を加えてきた。封建制および農業の時代において，財産は有体であった。重商主義の時代(17世紀のイギリス)において，財産は，譲渡可能な負債からなる無体財産となった²⁷。過去 40 年〔おおよそ 1890 年以降〕の資本主義の段階においては，財産は，売り手または買い手が，いかなる価格でも手に入れることができるということを決める自由についての無形財産にもなった。憲法の解釈における，財産と自由の両方に関するこれらの意味は，最高裁判所によって 1872 年から 1897 年までになされた一連の判決において大きく変革させられた。その変革とは，財産と自由の意味が，物質的商品と人間の身体から，個人と法人の売買交渉取引と資産にまで拡張されたことにある。(Commons [1934a] p. 76)

財産権が物質的な定義から離れるにつれて，法曹界は，財産権を示す客観的な価値として「市場価値」を用いるようになっていった。法制史家モートン・J・ホーウィッツによれば，「財産権の非物質化とそれが抽象化し市場価値に転化することの関係を最初に考察した学者は，ウィスコンシンの偉大な経済学者ジョン・R・コモンズだった」という。

1924 年の『資本主義の法律的基础』は，裁判所が市場価値基準へ移行した 19 世紀後期の流れを跡づけた。特に料金規制の事件は，コモンズに，財産の「現在」価値を

²⁴ Chicago, Milwaukee & St. Paul Railway Company v. Minnesota, 134 U.S. 418 (1890).

²⁵ Slaughter-House Cases, 83 U.S. 36 (1873).

²⁶ Munn v. Illinois, 94 U.S. 113 (1876).

²⁷ コモンズの言う「無体資産 incorporeal asset」とは金融資産のことである。

決定するものは、「将来」の収益の流れの保証だということを認識させた。「あらゆる価値は期待に存する」とコモンズは喝破した。料金〔あるいは料率〕設定のケースでは、「市場価値とは、期待される料金の現在価値である」。(Horwitz [1992] p. 162, 邦訳 208 ページ, 括弧内は Commons [1924a] pp. 25, 196)

公共事業に対しては、利潤率が適正な率になるように料金が規制された。判例をみると、その率は 5.5% から 7.5% の範囲に収まっていることが多い(Clemens [1950] p. 235, 邦訳上巻 364 ページ)。利潤率に資産を掛けると利潤が求められる。したがって、資産評価額に応じて料金、すなわち公益事業の利潤を構成するもの、が算定される。

このとき、「資産」あるいは「資本」をどのように定義し、それをどのように評価するのか²⁸、が重要になった。なぜなら、公益企業に対する規制実務上、定義と評価の仕方に応じて、資産評価額、つまり価値が何百万ドルも異なることが往々にして起こるからである。判例の、同時代の経済学者たちの、コモンズの、資産に対する考え方を比べると、コモンズの「価値」に対する考え方の特異性を明らかにすることができる。

アメリカ最初の理論経済学者ともいわれ、限界革命の主導者の一人でもあったジョン・B・クラークは、資本を価値の源泉、つまり「永続的元本 permanent fund」であると考えた(Clark [1899] p. 119, 邦訳 118 ページ)。彼によれば、資本は「つねにあらかじめ決められている一種の実体 substantial entity」である(Commons [1924a] pp. 167-8, 邦訳 214-5 ページ)。クラークによるこの定義は、資本を「物理的事物」として捉える考え方にもとづいていた。

アメリカ新古典派の代表的学者アーヴィング・フィッシャーは、さらに進んで、資本を期待される純収入の現在価値として定義した(Fisher [1906] pp. 5, 67-8, 邦訳 5-6, 105-7 ページ)。しかし、彼は、この期待される純収入の源泉をやはり物理的事物の所有権に帰した。例えば、顧客からの安定的な期待収入は、顧客を所有することからもたらされるという(Commons [1924a] p. 168, 邦訳 215 ページ)。フィッシャーもやはり、価値の裏付けとなる物理的事物という観念にとらわれていた。

彼らとは異なり、コモンズは、資産を「事物の交換価値」として定義した。この交換価値は、有利な取引が期待されることからもたらされる。コモンズにとって、期待こそが現在価値の真の由来であった。

裁判所は先に述べたように、紆余曲折を経ながらも「資産」に有体価値と無体価値のみならず無形価値を算入するに至った。その無形価値は、資本金の価値、つまり社債及び株式の市場価値から有体財産の価値を引いたものとして算定された。コモンズは、この算定方法には、2つの考え方が混在しているという(Commons [1924a] p. 176, 邦訳 225 ページ)。

²⁸ 評価基準として、「原建設費 original cost」, 「再建設費 cost of reproduction」, 「スライド制 sliding scale system」が挙げられる。詳しくは、National Civic Federation (1907), 野村 (1962)を参照のこと。

一つは、「源泉帰属」という考え方、すなわち過去にさかのぼって価値の由来を探るという考え方である。これは、財産を物と捉えていたときの考え方であり、「過去にさかのぼって」という点を強調するならば労働価値説の考え方もそれと同様である。それは、上記の算定方法の「有体価値」に反映されている。もう一つは、「固有の評価」という考え方である。これは、将来も継続するであろう利潤をたよりに現在価値を算定するという考え方である。コモنزは、その算定を「資本化 capitalization」とよんだ。例えば、10年間にわたって継続して100万ドルの利潤が出ると期待されるならば、その資産の現在価値は1000万ドルであり、現在の100万ドルの利潤は10%の「資本化」である。先に述べた通り、コモنزの「資産」は、こちらの考え方、すなわち資産を期待される利潤の現在価値を支持するという進歩的な見方をとった。コモنزは、司法に対して次のように述べた。

・・・依然として物理的評価という昔ながらの考えが痕跡をとどめている。〔将来の一定年数にわたる会社の純所得に対して、つまり会社を単位として課税するという〕単位原則のもとでのこれらの課税事件において、地域独占営業権 franchise の価値を確認しようとして資本ストックの価値から有形財産の価値を控除する方法がとられた。このことが単位原則を踏襲するすべての制定法において依然として慣例をなしている。この慣例がゴーイング・コンサーンに関して、一見すると異なる2種類の価値、すなわち「有形価値」と「無形価値」を生む結果となる。ただし〔課税〕単位としての資本ストックの価値は、むしろ有形的要素と無形的要素の両方を含むものである。物理的価値という考えは、価値づけられる事物自体が物理的事物からゴーイング・コンサーンの期待される純収入に変化したあとでさえ、姿をとどめている。しかし実際には有形価値と無形価値という2種類の価値など存在せず、存在するのはただ一つの価値であり、それは無形価値である。／混乱が生ずるのは、私たちが「固有の評価 proper valuation」および「源泉帰属」と名づけたものについて、両者を区別できなかったからである。固有の評価とは資本化であり、それは将来に目を向けている。源泉帰属は原因の分析であり、それは過去に目を向けている。存在するものはただ一つの固有の価値であり、ゴーイング・コンサーンの純収入に対する無形の期待である。(Commons [1924a] p. 176, 邦訳 225 ページ)

このように、コモنزは、資産がさまざまな物質や人が織りなす有機的な関係から、つまりゴーイング・コンサーンから、生起する価値であると喝破している。ある一つの価値が、次の要素が織り交ざりながら形成されているのである。それは、例えば、物としての生産設備の価値、技術やコミュニケーションを駆使してそれを効率的に稼働させる生産組織の価値、特許法や商標など法的保護から得られる価値、構成員の企画力、誠実さ、名声、伝統、労使信頼などにもとづく「のれん good will」の価値である。ここでの重要な着想は、まず、価値の由来は期待であるという先に述べた着想であり、次に、現に進行している

（“going”）有機的かつ動的な関係性が価値を生むという着想である。そのことは、あるゴーイング・コンサーンが停止したときに、個々の部品を処分しただけでは従前の価値を取り戻せないことから想像できる²⁹。

このような「物」という演繹の出発点を消失させるコモンズの議論から、一体どのような示唆を引き出すことができるのであろうか。それは、財産権や価値の不明瞭な輪郭に暫定的なかたちを与えることこそが集団的行動の役割である、という示唆である。

かりに価値が物理的存在を備えている固定された外的な対象であるとするならば、ある時と場所においては一つの事物に対して一つの価値しか存在しえないであろう。しかし価値が**価値づけの過程** *process of valuation* であるならば、この評価の**目的**は価値がいかなるものであるべきかを決定することである。売り手と買い手、債権者と債務者、雇用主と従業員、主権者と市民の間の倫理的関係を価格によって表示することがその目的であるならば、これらの基本的な人間関係の種類と同じ数の価値が、同一の対象について存在しうるであろう。なぜなら、価格は需要と供給との結果であると同時に、正義と不正義を計測する尺度でもあるからである。価格がより広範に政府や労資団体によって統御されるようになると、価格は需給の結果であるだけでなく、ますます正義と不正義の尺度になっていくのである。（Commons [1924a] pp. 211–2, 邦訳 273 ページ）

裁判所、料金規制委員会、労使協約といった集団的行動は、公共目的に照らして資産を文字通り「価値づける」のである。公共目的として、具体的には、水道料金がインフラに相応しい水準であることや課税の平等性が挙げられる。裁判所をはじめとする集団的行動のそうした役割は、財産や価値の明瞭な定義から演繹によってある決定を導く方法とは対照的である。後者の方法の基底にあるのは形式主義、及び、法観念が明確な線やかたどられているという信念であり、それらは 19 世紀の法思想において支配的な考え方であった。

コモンズが検討した、財産権や価値の変化には、2 種類があるように見える。まず、その質的な変化である。財産権の意味は、最高裁判所による憲法解釈の変更によって、有体・無体財産のみならず無形財産を含むものへと「変革させられた *revolutionized*」（Commons [1934a] p. 76）。これは、質的な変化という意味で、価値の「進化」である。その背後には集団的行動の変革、すなわち最高裁判所による憲法解釈の変更があったのだから、この変革は、集団的行動と価値の共進化であるといえる。

次に、財産権や価値の内容の漸進的かつ継続的な修正である。裁判所や行政委員会は、次々に生起する紛争を解決するために、財産権や価値の不明瞭な輪郭に改めて線を引き直す。例えば、資産の評価方法の変更、適正な利潤率の範囲をめぐる判例の積み重ね、が挙

²⁹ この着想は、機能しているネットワークが価値をもつという、現代に応用可能な考え方を孕んでいる。

げられる。こうして集団的行動の決定に応じて、財産権や価値の内容は漸進的な変化していく。

いずれの変化も、以下の方式にもとづいて生じている。現在生起する紛争を契機に、裁判官は、事実や判例を調査し、それらを将来の目標に照らして再定義、再解釈、再評価する。そうして、社会の目的³⁰、現在の紛争、過去の先例を暫定的に調和させる法秩序が再創造される。それは、演繹および帰納という論理的展開のみならず、裁判官の創造的推論も関与する過程である。これがのちにコモンズのいう、「紛争に判決を下すことによって法を創るコモン・ロー方式」(Commons [1934a] p. 707)である。Commons (1934a, pp. 72-3)の意を汲んで、この法秩序を、主権の法のみならず、私的な継続的活動体のワーキング・ルールを含むルールの体系であると広く解釈すると、コモン・ロー方式は、法を含むあらゆるワーキング・ルールが進化する際の方式、つまり制度進化の方式を意味することになる。こうした制度進化の方式についての理解に、コモンズは、判例研究を通じて到達したと考えられる(Commons [1924a] pp. 349-51; Commons [1934a] pp. 73, 706-7)。現在価値が期待に由来するものとみる進歩的な考え方、及び、集団的行動がそのような虚実皮膜の現在価値に安定性や制約を与えるという、価値と制度を結合させる考え方は、同時代の経済学者と比べたときのコモンズの独自性であり、なおかつ、制度を価格形成方程式のパラメータとみなす現代制度経済学の主だった見方とも一線を画している。Commons (1924a)の時点で、コモンズはこうした独特な見方を提示するに至った。

3 「機会」に焦点を当てた価値論——ピッツバーグ・プラス

1923年、巨大鉄鋼会社 U.S.スチールは、いわゆる「ピッツバーグ・プラス」という価格差別協定を結んでいるとして、連邦取引委員会に提訴された。コモンズは、ウィリアム・Z・リプリー、フランク・フェッターと共に、1923年に「ピッツバーグ・プラスに反対する州連合 Associated States Opposing Pittsburgh-Plus」に従事する専門家としてピッツバーグ・プラスの実態を調査し、連邦取引委員会による聴取調査において彼らの主張を展開した(Commons [1924b]; [1934a] p. 2; Harter [1962] p. 76)。このピッツバーグ・プラス事件の調査と検討を通じて、コモンズは副次的に、価値論において機会に着目するという気づきを得た。

アンドリュー・カーネギー所有のカーネギー鉄鋼会社が設立母体の一つとなった U.S.スチール(1901年設立)は、価格の安定化を求めて他社との共謀を図るようになっていった。同社の生産拠点ピッツバーグは、複数の河川が合流する地点であり、かつ、放射状に延びた鉄道のハブであったため、鉄鉱石を収集し、鉄鋼を出荷するうえで、良好な交通条件を備えている都市であった。1907年不況を契機に、同社社長エルバート・H・ゲイリーは、他の3つの会社と価格協定を結んだ。この協定では、製品である鉄鋼の基本価格が設定さ

³⁰ 社会の目的とは、第一義的には紛争解決であるが、公共の福祉、公平性、平等の増進といった目標も当てはまる。

れ、各都市における販売価格はこの基本価格にピッツバーグから各都市への仮想運賃を上乗せ（プラス）した価格とされた。このピッツバーグを基点とする価格制度、言い換えれば、地域間の価格差別カルテルが、「ピッツバーグ・プラス制度 **Pittsburg Plus System**」であった³¹。この制度は、U.S.スチールが全米どこでも運賃の不利を受けることなく販売することを可能にしたが、非基点都市の顧客にとっては、ピッツバーグの同業者に比べて高い価格で鉄鋼を買わざるを得ず、買い手の機会は、地域間で不平等となった。

この制度は、1923年に、勢力を伸ばしていた西部圧延鋼材消費者組合によって連邦取引委員会に提訴された³²。検察官は、「ニュージャージーにある持株会社 [U.S.スチール] の法律上の所在地に帰属する独占を生み出している」ことを告訴の理由とし、その是正方法をクレイトン反トラスト法違反にもとづく持株会社の解散に定めた(Commons [1934a] p. 54)。

しかし、コモンズ、リプリー、フェッターの見解は、それとは異なる見解を経済学者として提示した(Commons [1924b]; [1934a] p. 2)。「すなわち、この事案は独占というよりも、むしろ持株会社が事業をしているところではどこにでも存在している差別待遇であり、その適切な是正方法とは、持株会社の解散ではなく、生産物に対する法律上の権原を、ピッツバーグ、シカゴ、ダルース、バーミングハムであろうと、鉄鋼が製造された地点で移転することであるとした」(Commons [1934a] p. 54)。コモンズの主張の核は、まず、持株会社の解散ではなく差別待遇の適正な規制を手段とすべきであるという点、次に、「すべての顧客が、その地で法的コントロールを求めて競争するのに必要な機会の平等を有する」状態にすることが是正の目的であるべきだという点にあった³³。

コモンズは、のちに Commons (1927c)において、取引における差別待遇と競争の「適正さ」を論点とし、それらの法的コントロールを経済理論の検討対象とした。差別待遇とは、取引の相手方、例えば売り手から買い手に対して、「同じ状況に置かれている別の」買い手たちと同じ機会を有していない状況を指す(Commons [1927c]; Commons [1934a] p. 330)³⁴。ピッツバーグ・プラスの調査を通じて、コモンズは、生産費ではなく「機会」に焦点を当てた価値論を構築する着想を得た(Commons [1934b] p. 145)。

³¹ ピッツバーグ・プラス制度とその変遷について、より詳しくは尾上(1956)及び太田(1988)を参照のこと。

³² 1920年 U.S.スチール事件において、条理の原則に基づいて、連邦最高裁判所は、同社を訴えた政府の訴えを退けた(United States v. United States Steel Corp. 251 U.S. 417 [1920])。詳しくは、江上 (1979)を参照のこと。連邦最高裁判所が当然違法の原則ではなく

条理の原則に基づくことによって、このあと1936年まで、反トラスト法の運用は低迷した。

³³ 連邦取引委員会は、1924年に、ピッツバーグ・プラス制度に対する差止命令を下した。その後、鉄鋼業界の価格制度は、単一基点制度から複数基点制度へと移行した(太田 [1988] 285 ページ)。

³⁴ ジョージア州にある、ボイラー等の鋼製品製造業者スコフィールド社 J.S. Scofield Sons Co.の当局者は、もしこの価格差別がなければ、同一設備のもとで2倍の雇用量と2.5から5割増の売上高を達成できたであろうと述べたという(尾上 [1956] 109 ページ)。

V 大恐慌からニューディールへ

1 コモンズと大恐慌——公私の管理運営機関の連動の模索

1929年10月のニューヨーク証券取引所における株価大暴落をきっかけに、大恐慌が始まった。ハーバート・フーヴァー大統領は不況対策を講じたものの、はっきりとした景気回復を果たすことは出来ず有権者の支持を失い、1933年3月4日、フランクリン・ローズヴェルトが大統領に就任した。「百日議会」といわれる緊急議会において、初期ニューディール政策の核をなす、農業調整法 (Agricultural Adjustment Act: AAA, 1933年5月成立) および全国産業再建法 (National Industrial Recovery Act: NIRA, 1933年6月成立) といった一群の法律が成立した。これらは、生産制限にもとづいて、農産物、労働力、工業製品の価格支持と各階層の購買力増強を狙った経済立法であった(林 [1988])³⁵。

もともと、大恐慌期、70歳前後になっているコモンズは、実態を緻密に調査し、係争中の経済問題を乗り越えるための制度の形成に携わるという第一線からはもはや退いていた。したがって、この時期に出版されたものは、過去の自らの著作や主張を再構成したものが多いため、大恐慌からニューディール政策へという政治経済の激動をうけて彼が斬新な着想を得た形跡はみられない。ただし、彼は、アメリカを含めた大国が「管理された回復」に乗り出したという傾向³⁶、及び、アメリカがファシズムに接近しつつあるという危険性を指摘するなかで、経済調整において統治機構と民間団体はいかに連動すべきかを明瞭に論じた。これは「適正な資本主義」の制度的基礎を意味するという点で本稿にとって重要な論点であるため、以下で詳しくみていきたい。

コモンズは、以下のように、アメリカがいまやファシズムと紙一重の状態にあるという認識を示し、同時に、アメリカ資本主義をファシズムから隔離するための防衛線は何であるかを示した。

おそらく、アメリカ資本主義は、経済計画審議会 Economic Planning Council³⁷の姿

³⁵ 連邦最高裁は、NIRA に対しては 1935 年 5 月に、AAA に対しては 1936 年 1 月に、相次いで違憲判決を下した(Commons [1950] p. 213, 邦訳 241 ページ)。コモンズによると、その理由は、それらが全産業に対する一般的規制ではなく、対象が特定されている規制だからであるという(高橋 [2008] 546 ページ)。コモンズは AAA の試み、すなわち恐慌時において主権の管理運営部門が民間の集団的行動を素早く調整しようとする試みを強く支持しているように見える(Commons [1950], p. 238, 邦訳 268 ページ)。

³⁶ アメリカにおける「管理された回復」の例は、NIRA と AAA である。1933 年時点において、コモンズは、物価を安定させ、かつ、最低限の賃金を保証するという点でこれらの政策に、好意的な眼差しを向けている、あるいは控えめに言って、決して批判的な眼差しを向けてはいない(Commons [1934a] p. 887)。

³⁷ この「経済計画審議会」は、実在の機関を指しているのではなく、全国のあらゆる産業に対する規制を策定する機関を指している。それに対応する実在の機関として、ソヴィエ

を装ってファシズムに向かって動いている。こうした動きは、まず、共産主義または無政府主義を抑えるために始まった。もっとも、それは、独裁者によって議会の信用が落とされ、裁判官が任命されたり罷免されたりしない限り、究極のファシスト国家にまでは至らないであろう。独裁者の抑圧をもって、市民の自由、すなわち労働組合、農民組合、事業協同組合、政党を結成する自由が抑圧されている。〔しかし、強調しなければならないのは、〕これらの団体こそ、自由な個人的活動という旧来の個人主義に代えて、共産主義、ファシズム、銀行家資本主義から現代の自由主義と民主主義が逃れる先ということである。(Commons [1934a] pp. 902-3)

コモنزによれば、ファシズムを阻止する防衛線は、立法府を存立させ続けることである。というのも、イタリアのように立法府が無力化されると、「管理運営についての一般法と一般標準」を規定するという機能、民間団体を認可し、差別待遇から保護し、必要な場合には管理運営の権限を与えるという機能が失われるからであり、それと同時に、民間団体もまた、自律的、自発的な団体ではなくなり、独裁者に管理される団体になるからである(Commons [1934a] p. 901)。

コモنزは、立法府は経済利害間の複雑な対立から距離をとり、上記の機能に集中すべきであると指摘した。その複雑な対立を妥協、調停させる役割を引き受けるべきは、行政委員会である。他の統治機構に比べて、「第四の統治機構」たる委員会が有している意義は以下の3点である。

第1に、集团的行動の発達に起因する諸々の経済問題に迅速かつ柔軟に対応することができる点である。

第2に、政党政治の権力から独立して、当事者間の討議を可能にする点である。委員会は、労使間の集团的交渉の討議空間であり、「調停者 conciliator」でもある(Commons [1934a] p. 849)。これに対して、「裁定者 arbitrator」とは、権威的な決定を行う、独裁者、国王、立法府、裁判所といった第三者である。集団間の討議と委員会の調停によるワーキング・ルールの構成が、「産業の構成的統治」である。この民主主義は、多数決という意味でも、地理的境界にもとづく比例代表制でもなく、「組織された、自発的でありながらも対立する経済的諸利害の代表」制である(Commons [1934b] p. 73)。

第3に、委員会による探求、利害代表の討議を通過して合意または調停に至ることによって、「達成可能な倫理的目標」を形成しうるからである。委員会は、事実調査の機能、ならびに、利害代表の討議と合意という集团的な検定の機能の両方を、裁判所に比べてより高度に有している(Commons [1934a] p. 160)。

民間団体による連動した行動を経済調整の根幹に据えるという考え方は、NIRA と AAA

ト連邦の「最高経済会議」が挙げられる(Commons [1934a] p. 897)。アメリカの全国復興庁はこの経済計画審議会に酷似している。しかし、それとの相違点は、本文中で述べるように、民間団体に自発性が残されている点である。

の中にもいくぶんかはみられる。例えば、NIRA においてはコードを策定する過程に産業諮問委員会や労働諮問委員会が関与している。

それ〔諮問委員会を経済調整の手段とするという仕組み〕は、ムッソリーニのファシスト団体 Fascist Corporation にひどく似通っているが、諸利害は自発的であり彼ら自身の代表を選んでいるという違いを伴っている。その一方で、ムッソリーニのファシスト団体は強制的であり、諸代表はムッソリーニ自身によって選出される。(Commons [1934a] p. 900)

ここまで、経済調整をいかになすかという課題について、コモンズが理想とする立法府の役割と自発的団体の役割をみてきた。すなわち、立法府の役割は、自発的団体を認可、保護し、あるいは、その団体に権限を与えることであり、自発的団体の役割は、委員会において経済的利害の複雑な対立に自ら対処することである。立法府と自発的団体は、経済調整について自らが効率よく振る舞える領域に自らの活動をとどめながら、しかも、委員会を媒介として連動していることが肝要である(Commons [1934a] p. 901)。

Commons (1924)において、コモンズは裁判所の「至高性」を強調していた。それでは、この時期、コモンズは裁判所についてどのような見方をとっていたのか。

憲法を文面通りに素直に読む人々は当然のこと財産の定義は諸州に残されていると考えているけれども、合衆国最高裁判所こそが、今や何が財産であるかを定義しているのである。共産主義とファシズムが立法府と裁判所を廃止して政府の行政部門の命令をそれに代えている領域で、アメリカン・システムは、行政と立法府よりも合衆国最高裁判所の命令を優先している。連邦裁判所は、独裁のアメリカ版になるのである。

これがアメリカの資本主義であり、世界大戦時の革命以降の共産主義とファシズムにおける行政的主権ではない。1689年以降におけるイギリスの立法的主権でもない。しかし、アメリカの資本主義は、1900年以降における、最高裁判所の司法的主権なのである。その執行手段は独裁者の命令 decree ではない。それは、裁判所の強制命令 injunction である。(Commons [1934a] p. 882)

このようにファシズムと対比させながら裁判所の至高性をおぞましく表現している箇所がみられるものの、経済調整に対して裁判所が果たす役割には留保がつけられている。それは、1928年以降、1933年までに書かれたコモンズの著作に現れている Commons (1934a, pp. 773–88)。「希少性、豊富性、安定化—経済的段階」と1928年草稿の対応箇所(Commons [1928] r. 13, s. 193–5)を比較すると、以下の引用文のうち下線を引いた部分が加筆されていることが分かる。なお、この引用文は、裁判所が、売り手が提示する不当に高い価格のみならず、買い手の賃金ダンピングを他の取引参加者の「機会の不平等」につながる不正と

して認めたことについての、コモンズの評価である。

こうして、最高裁判所は、大衆と立法の、差別的取扱いの意味づけの変化に約 15 年遅れた。そして、これは、一般的に、裁判所の慣習的遅れ customary lag として考慮に入れられるかもしれない。

差別待遇の意味づけに関する、コモン・ローの遅れに関する上記の説明は、一般運送業者として知られているものだけに当てはまるのではない。・・・

こうして、争いの決定によって法を作るこの過程は、遅れをとめないながら、変化する経済的状況と正義と不正義という変化する倫理的意見に適合した。・・・グッド・ウィルの概念は、裁判所によって構築されたように、希少性の原理にもとづく。その原理は、機会は限定され、かつ、マージンは乏しく、それゆえに、各競争者は自らの現在の顧客と自らの現在の通商割合を維持する努力をしなければならないという前提をもつ。これが、現代の「ビジネス倫理」の一部になった。それは、価格ダンピングが顧客にとって良いことではないという理解を内包している。このビジネス倫理は、争いの決定によって法を作るコモン・ロー方式によって、多かれ少なかれ「不文」法に変換される。(Commons [1928] r. 13, s. 193-5; [1934a] pp. 773-88)

この加筆箇所から以下の 2 点が示唆される。第 1 に、コモンズが、「ビジネス倫理」に裁判所が大きく遅れをとっていることを強調した点である。第 2 に、彼が、政治経済の安定化に寄与するワーキング・ルールを構成する諸々の私的活動体を、安定化の意志的な担い手として積極的に評価しようと試みた点である(*cf.*, Commons [1934a] pp. 902-3)。ビジネス倫理や「共存共栄」政策といった、価格ダンピングを回避する協定を意味する語句自体は Commons (1927c)においても登場するものの、裁判所の遅れと対比させながらその先行性を強調した記述はない。政治経済が激しく動揺した時期、コモンズの関心は、制度形成が的確であり迅速であるか、及び、その執行が時宜に適っているか、それらを叶える仕組みとしてどういったものが望ましいのか、に注がれていたように見える。だからこそ、コモンズの眼差しは裁判所から若干離れ、立法府、委員会、自発的団体という「公私の管理運営機関の協力」に向けられたのである。

2 インセンティブの制度

コモンズが公私の管理運営機関の協力を彼の制度経済学体系の前面に押し出した理由は、1932 年ウィスコンシン州失業補償法の成立によって、委員会や討議という調整の仕方に対して確信を深めたからであろう(Commons [1934a] p. 861; Commons [1950] p. 24, 邦訳 28 ページ; 佐藤[2013])³⁸。ただし、1932 年に失業補償法が議会を通過した根本要因はウィス

³⁸ もちろん、彼はそれ以前から委員会を高く評価し、また、諸価値や諸制度の変化過程において果たす役割を指摘していた(Commons [1911]; [1924a] pp. 357-8)。

コンシン州経済の悪化であった(Glad [1990] ch. 9)。このことは、1920年代にコモنزらが提出した失業補償法案がすべて廃案になっていたことから明らかである(Commons [1921]; [1925]; cf., Nelson [1969]; Bernstein [1983])。したがって、委員会という調整方式に焦点が当てられた Commons (1934a)の終盤の記述は、統治機構が大恐慌への対処に迫られたという当時のウィスコンシン州の情勢を反映しているといえる。

委員会方式に対するコモنزの深い信頼は、Commons (1950, p. 270–7)「管理運営の手続」という項にあふれている。続く「公私の管理運営機関の協力」³⁹という項では、コモنزが関与した1911年ウィスコンシン州労災予防法の成立とそれ以後の管理運営について、労災を予防する仕組みを作り上げるという彼の「実験」の成果が語られている。その箇所は実務家としての、かつ、制度経済学者としての、彼の経歴のハイライトを表しているもので、長くなるが引用したい。

よく言われるのは、人間性を変えることができないからこそ社会改革をもたらすことはできない、ということである。しかし、私は、ウィスコンシン州において25年よりも短い期間で現実に人間性 **human nature** が変化させられることをみた。雇用主たちは、かつては従業員たちの健康と安全に無関心であった。・・・彼らは「資本家は従業員の血の中から利潤を作り出す」という標語をもっていた。・・・しかし、この州ではもはやその標語は聞かれなくなった。雇用主は自らでその人間性を変化させた。彼らは、自らの産業の中に合衆国で最も強い安全運動を築き上げた。そして、この州の合言葉は、従業員による損害賠償請求訴訟にいかにか打ち負かさずかではなく、彼らが「安全精神 **safety spirit**」と呼ぶものである。それは、従業員の災害を防ぎ、最善の医療と病院での看護が可能であれば速やかにその健康を回復するという精神である。(Commons [1950] p. 277–8, 邦訳 312–3 ページ)

コモنزが「人間性」と呼んだものは、今でいう、インセンティブ構造に近い。相互保険という制度の下で、雇用主は、あくまで利潤動機に基づいて、すなわち労災を予防したほうが費用の削減が可能になるという理由から、自らの行動指針を自発的に変えたのである。上記の引用文に続いて、コモنزは、ある雇用主がウィスコンシン州ウォーソーに本社を置く使用者相互責任保険会社に宛てて出した手紙を紹介した。

「数週間前に A.L.ケームズ氏が貴社〔使用者相互責任保険会社〕の安全技師として私たちの工場にやって来ました。私は、とても喜ばしく思いました。・・・ケームズ氏は工場の問題を理解し、工場の監督者と語り合いました。・・・私たちには2つの問題がありました。・・・私は、ケームズ氏がその幅広い経験からそれらを解くカギを見つ

³⁹ この項は、1935年2月6日にコモنزが Wisconsin State Conference of Mutual Casualty and Fire Insurance Companies における演説を掲載した箇所である。

けることができるであろうと思いながら議論しました。同じ日の午後、ケームズ氏は戻ってきて示唆を与えました。・・・その問題の一つは解決されました。もう一つの課題には進捗がありました。・・・あなたは、私たちがこのことを称賛し、そしてケームズ氏の提案に追随しない者はいないと確信していただいてよい。」

私はこの手紙を見て笑わずにはいられなかった。この手紙は、当のケームズ氏が工場検査官の一人であった 25 年前に、わが産業委員会が最大の困難を感じ、口汚い反対を受けた会社から届いたものであった。この 1934 年の手紙は、間違いなくこの製造会社の人間性の変化を示したものである。(Commons [1950] p. 280–1, 邦訳 316 ページ, コモンズが紹介した手紙のなかの中略は引用のまま)

もちろん、インセンティブの変化は、ただ使用者を取り巻く制度が変化するやいなや生じるのではない。その変化を自ら起こさせるためには、広報や教育が必要であり、また、安全技師や従業員との相互理解を得るための長い時間も必要であった。コモンズのいう「管理運営」には、当事者たちの認識の変化を促すための長期的な取組みも含まれている。公私の管理運営機関の連携の下でより適正な資本主義を構築するというウィスコンシン州におけるコモンズの実験は、25 年で着実な成果を实らせたのである。

3 適正価値論

アメリカの法、政治、経済の変化を感じ取りながらコモンズが Commons (1934a)においてようやく結実させた価値論が、適正価値論であった。以下に示すいずれの要素も、Commons (1893)には見られない。両著作の間には、19 世紀末から 1930 年ごろにかけての、アメリカの法、政治、経済の変動から得られた着想にもとづく、彼の思考上の跳躍がはっきりと見て取れる。

Commons (1934a)によれば、「適正さ」とは、以下の必要条件に則った行動に与えられる法的・倫理的な評価とされた。それは、「平等な機会」、「公正な競争」、「交渉力の平等」、および、「法の正当な過程」である。これらの法学上の倫理上の論点と経済学の結合点となるのが、制度経済学の分析上の「基本単位」、つまり「取引 transaction」⁴⁰である(Commons [1934a] p. 57)。以下に示す「取引の公式 formula」を着想することによって、コモンズは、裁判所やビジネスマンの着眼点である「機会に立脚する理論 opportunistic theory」を構築することに成功した(Commons [1934a] p. 868)。

⁴⁰ 売買交渉取引 bargaining transaction, 管理取引 managerial transaction, 割当取引 rationing transaction という 3 種の取引の連関という視点から適正な価値を論じたものとして、宇仁 (2013; 2014)が挙げられる。

図1 売買交渉取引の公式

経済的関係					
買い手 Buyers の入札額 bid	\$ 100	B	競争 (機会)	B ¹	\$ 90
交渉力 (経済的力)・道徳的力	力				
売り手 Sellers の希望額 asked	\$ 110	S	機会 (競争)	S ¹	\$ 120

出典 Commons [1927c] ch.1 p.15 Figure1; Commons [1928] r.12 s.762 を参考に著者作成。

裁判所は、買い手からみて売り手たちが提供する諸機会（図1においてはB及びB¹が選択できるSの\$110とS¹の\$120）が、「同じ状況に置かれている別の」売り手が提供する諸機会と同一であるかどうかを基準に、ある経済紛争に対して判決を下す。売り手からみて買い手たちが提供する諸機会についても同様である（図1においては、S及びS¹が選択できるBの\$100とB¹の\$90）。このような観点から「公平な機会」が目指される。

くわえて、裁判所は、ある売り手による不当に高い価格（例えばSとS¹の高水準での価格協定、Sによる競争者S¹らの排除と恣意的な価格設定など）、及び、ある買い手による価格ダンピング（図1において、例えば競争者B¹らの排除を目的とするBによる不当に低い価格設定など）を、やはり「同じ状況に置かれている別の」売り手や買い手を考慮しながら、「公正な競争」を目指して規制する⁴¹。

コモンズのいう「正当な過程」とは、これまでにみてきた、手続的および実体的な「法の正当な過程」と「条理の原則」の両方を包含し、さらに、政府のみならず、あらゆる継続的活動体の集団的推論、決定、ワーキング・ルールの制定・改廃に当てはまるという（Commons [1924a] pp. 342–53; [1934a] pp. 63, 71, 125, 680–4）。ある集団が、事前に定められているワーキング・ルールに沿って個人の財産に影響を及ぼす決定をなす場合、不利益を被る私人・法人には弁護の機会が与えられる（手続的な「正当な過程」）。そのワーキング・ルール自体は、目的が正当であるか、および、その目的を達成するための手段が正当であるか、をその時々状況を踏まえた集団的な検討の対象と常になっている（実体的な「正当な過程」）。当然そこには、社会正義と不正義というその時々規範の問題が絡んでくる。くわえて、意思決定に至るまでの討議の過程においては、ある私人・法人が被る不利益、集団として得られる公的な利益を比較考量するという思考方式が主に採用される（条理の原則）。

これらの要件を満たした行動が、適正な取引であり、意図したものであれ、意図せざるものであれ、その取引の帰結、つまり「価格」が「適正な価値」である。したがって、適正であるかは、特定の帰結によって判断されるのではなく、行動が上記の要件を満たして

⁴¹ より詳しくは、Kitagawa (2015, pp. 6–9)を参照のこと。

いるか否かによって判断される⁴²。コモンズの適正価値論には、公私の無数のワーキング・ルールを上記の必要条件を制度的に満たすために改善していくべきである、というメッセージが含まれている。

これらのワーキング・ルールは、不変ではない。次々に生起する紛争を解決するなかで、不断に変化していくのである。ワーキング・ルールの変化に伴って、経済学の中核をなす概念の定義、例えば、「財産権」や「自由」の意味づけ自体が根本的に変化していく。この考え方は、「自然権」という考え方にもとづいて、諸権利を先験的なものと見なす経済学者や法学者の考え方とは根本的に異なる(Commons [1934a] p. 92)。適正価値論において、市場価値基準の財産権、つまり収益期待の現在価値は、ワーキング・ルールの変化と共に進化していく概念なのである。

このような、ルールと価値の「共進化」は、コモンズが連邦最高裁の判例動向を注視したからこそ生まれた発想であろう。コモンズがそうしたのは、連邦最高裁が憲法、連邦法、州法をその時々でどのように解釈かを的確に把握できるかどうかの彼の仕事の成否に直結したからである。

このワーキング・ルールを、法規のみならず企業や労組といった私的な継続的活動体のルールも含むものとして広く捉えるとき(Commons [1934a] p. 69)、ワーキング・ルールの束、つまり社会秩序は、公私のワーキング・ルールの絡み合いから成り立っていると考えることができる。コモンズは、とりわけ大恐慌以後に「公私の管理運営機関の協力」を強く訴え、公から私への権限移譲や、トップ・ダウンの権力行使とボトム・アップの権力構成との循環にもとづく社会統治を構想した(北川 [2014] 64 ページ)。コモンズ自身は明示するに至らなかったが、公私のワーキング・ルールを適切に接合させることによって権力動態の循環回路を完成させた状態が、適正な価値が形成されるための必要条件である。

Commons (1934a)執筆当時、適正さには、「普通 ordinary」と「理想主義のうち実行できる上限 upper practicable limit of idealism」という2つの意味づけが存在していたという(Commons [1934a] p. 860)⁴³。その違いをもたらすのは、ワーキング・ルールの制定方法である。前者は、裁判所が選択する慣習である。後者は、「対立しつつも自由意思にもとづ

⁴² この判断は、単なる形式的な判断ではない。なぜなら、先に述べたように、その時々社会正義や公私の利益が常に検討対象になっているからである。さらに言えば、私たちは、現代における適正価値の必要条件とは何であるかを、判例、ビジネス慣習、社会正義を訴える言説などの検討を通じて再考する必要がある。私たちは、単にコモンズがそう言っているからという理由から、適正価値の必要条件は「平等な機会」「公正な競争」「交渉力の平等」であると安直に受け入れてはならない。なぜなら、適正価値とは社会環境に応じて構成される社会正義の概念だからである。

⁴³ ここで言いたいのは、Commons (1934a)執筆当時、コモンズが適正さについて2通りの意味づけを裁判所、委員会、州法において確認していた、ということであり、2つの先験的な意味づけが存在する、ということではない(Commons [1924a] p. 346; Commons [1934a] pp. 680-4)。

いて組織されている諸利害の自発的合意」である(Commons [1934a] p. 861)。後者についてコモンズが想定したのは、「委員会」、具体的には、主権を調停者とする労使の「共同交渉システム」である(Commons [1934a] p. 858)。Commons (1934a, pp. 840–75)は、ウィスコンシン州産業委員会において、安全法と失業補償法の法案を練り上げるなか、調査において明らかになったベスト・プラクティスを普及させることに労使が合意した、という事例を高く評価した。討議にもとづいて構築されたワーキング・ルールは、労使双方の動機や利益に一定程度配慮したものになったという。このような探求、折衝、合意の過程を、コモンズは「合意にもとづく理想主義 consensual idealism」と表現した(Commons [1934a] p. 743)。コモンズの集団的推論に対する深い信頼は、次の記述にはっきりと示される。

わたしはのちに、授業の中で 20 年以上をかけて、この適正さの定義〔無理なく許容できるもの *reasonably permit*〕を「観念論」から区別される私の「プラグマティズム」の意味として練り上げた。・・・適正さは、実行可能性によって制限された理想主義である。実行可能性は、より進歩的な経営者たちが有する工場の操業において実際に探求され、かつ、確認されうる。そのあと、法律によって認可された委員会のルールがその他の経営者たちを彼らの水準にまで引き上げるのである。・・・価値の集団主義的理論は、現に存在するベスト・プラクティス、慣習、コモン・ロー、裁判所の決定に由来する。この理論は適正さを「客観的な」ものにし、それゆえ、探求と検証を可能にする・・・(Commons [1934b] pp. 155–6)

VI 結論

本稿では、アメリカの経済、政治、司法の趨勢をコモンズの活動と並行して見てきた。その結果、それらアメリカの歴史的発展と直結した以下の 3 つの論点が適正価値論の理解に欠かせないことが分かった。ここでは、それら 3 つの論点を以下にまとめて結論としたあと、推論を交えてながら戦後体制における制度経済学の没落と現代においてそれが再び必要とされる可能性について考察したい。

第 1 に、「財産権」及び「自由」の意味づけの変化である。南北戦争による修正の一つである 1868 年合衆国憲法第 14 修正の「財産権」及び「自由」の意味づけは、1870 年代半ばから 1890 年にかけての一連の判決の中で変容した。財産権は有体財産と無体財産のみならず無形財産を含むものに拡張された。財産権の非物質的理解によって、財産権の問題は、物理的侵害から、その財産の「市場価値」を減少させるものを含むようになった。コモンズは市場価値を、期待収益の現在価値であると定義した。「自由」は、身体上の自由から経済上の自由へと拡張された。さらに、連邦及び州がこの経済上の自由を規制するとき、法律の目的に対応する実体的内容が問われうるとされた。このことから、以下の 2 つが示唆される。ひとつに、合衆国最高裁判所は、自らの憲法解釈を変化させることによって広範

にわたる違憲判決権を得たことである。Commons (1924a)が最高裁判所に注目した理由の一つは、19世紀末から1937年まで、合衆国最高裁がこうした権限を実際に行使していたからである。もうひとつに、憲法解釈の変更によって、統治機関による調整の対象となる「価値」の定義自体が変化した点である。変化には、有体財産から無形財産への拡張へといった概念の飛躍、つまり進化と、資産評価方法の変更などの漸進的な変化がみられる。Commons (1924a)及び(1934a)において、コモンズが諸概念や諸仮定を確定させ、そこから演繹を通じて結論をみちびき出すというやり方をとらなかった理由の一つは、当時の訴訟、すなわち、そうした演繹と真っ向から対立する事象を扱うためであろう。最高裁判所の「条理の原則」という、ある競争制限的慣行によってもたらされる公共の利益と不利益を比較考量することによってその慣行を判断するという裁判所の準拠原則もまた、形式主義や演繹とは明らかに異なる行動原理であった。

こうした、実体の裏づけのない価値がある制度のもとで確定され、したがって、価値の進化の背後に制度の進化があり、しかも、制度進化はプラグマティックな思考様式に基づいているという見方は、初期の新古典派経済学者であるフィッシャーはもちろんのこと、社会経済学者のクラーク、コモンズと一時期接点をもったジョン・メイナード・ケインズ、ケインズやグンナー・ミュルダールとも違った特異な見方であった。

第2に、経済紛争を解決する過程において問題になっていたのが、生産費や限界費用ではなく「機会」であった点である。Commons (1893)は、合理的個人、効用逓減、費用逓増を前提とするおなじみの経済学を用いて独占を分析した。その一方で、Commons (1893)の中には、機会の不平等が独占の本質であるという記述がみられる。分析理論と主張は、地続きではなかった。1890年から1919年にかけて活発化した、独占の規制における裁判所の目的は不平等な機会の是正であったし、1923年ピッツバーグ・プラス事件において連邦取引委員会が求めたのもまたそうであった。こうした現実の紛争解決を受けて、コモンズが選んだのは、経済学の既存の公理系に固執することではなく、機会の平等ないし不平等を捉えることができ、かつ、その不平等を是正する主権による規制を組み入れることができる分析枠組みを新たに構築することであった。適正さは、生産費でも市場占有率でもなく、機会について要求される。

第3に、価値の調整において主役になる統治機関が推移していったことである。19世紀半ば、企業に対して事業運営と資金調達の見解を認める政府は、企業によって抱き込まれていた。Commons (1893)が指摘したように、政府が与える独占的特権が、機会の不平等をもたらしていた。しかし、カルテルを規制する1887年州際通商法、続いて1890年シャーマン反トラスト法と、独占に歯止めをかける経済規制立法がなされた。こうして傾向が変化したことを受けてか、Commons (1899-1900)においては、主権の中でも立法府の権威性が強調された。1890年から1919年にかけて、革新主義政権下で反トラスト法が活発に運用された。その象徴が、1911年スタンダード・オイル事件であった。Commons (1924a)においては、価値の調整体系における裁判所の「至高性」が強調された。この著作

及び Commons (1934a)においては、統治機構の役割として、競争環境を適正な度合いに保つために調整を図るという役割が強調されている。1900年代以降、州を中心に行政委員会が雨後の筍のように現れた。Commons (1934a)には、行政委員会が頻発する経済紛争を迅速に調査し、解決する方式として優れていると確信をもった記述がみられた。大恐慌以後、コモンズは、トップ・ダウンの権力行使とボトム・アップの権力構成との循環にもとづく社会統治を構想した。公私の管理運営機関の協力のもと、こうした権力動態の循環回路を完成させた状態が、適正価値が形成されるための必要条件である。

総じてみると、コモンズは、19世紀末から1930年代にかけてのアメリカの司法、政治、経済の動向を実態調査や集団的行動への参加を通じて的確に把握していた。それだけにとどまらず、彼は、1910年代半ばにおいては、革新主義時代を牽引した人物の一人でもあった。こうした革新主義時代の政策形成者の思考方式にニューディール政策に対するわずかな批判的考察を加味して言語化されたのが、適正価値論であった。

コモンズは、主権による授権や調停のもとで経済的利害集団間の交渉がなされるというシステムの構築に尽力した。この公私の管理運営システムは、ニューディール政策において、政府が規則の策定に関与する度合いを高めつつ、より大々的に実施された。ニューディール期に制定された1933年グラス・スティーガル法、1935年ワグナー労使関係法、1935年社会保障法は、1970年代前後まで続く「戦後和解体制」や「フォーディズム」と呼ばれるアメリカの安定した社会秩序の法律的基础になった。こうして、アメリカの社会システムは一旦の完成をみて、数十年の安定期に入った。コモンズを嚆矢とする、本稿のいう制度経済学者がアメリカの政治経済の生成期に実務上・理論上で活躍し、その成果が若干仕組みを変えつつも戦後体制に結実したのである。すると、利害集団間の対立を折衝と制度設計を通じて止揚させることに長けた制度経済学者は、逆説的にはあるが、もはや安定した時代においては用をなさなくなっただけではなからうか⁴⁴。しかし、戦後体制は1970年前後に動揺し、さらに、新しい時代の教義となった新自由主義に対しても疑問符が付されるに至った。現在、アメリカをはじめとする先進資本主義は、安定した社会へと着地する仕方を見出せず、模索過程のただ中にある。このようにアメリカ社会の発展と制度経済学者の盛衰を捉えるならば、対話や交渉に根ざしながら今の時代の社会正義に即した理論と制度を構築することができる制度経済学者やその信念に共鳴する学者を必要とする時代が再び到来したと捉えることができるかもしれない。

⁴⁴ Rutherford (2011)は、学史家としてアメリカの制度主義者たちの盛衰を丹念に調べ上げた。その一方で、本稿は、アメリカにおける社会制度の安定と動揺の歴史という観点から、制度主義者の盛衰の理由を引き出し、それだけでなく、制度主義者が再び必要とされる可能性を示唆する。

VII 参考文献

- Bazzoli, L. [1999] *L'economie politique de John R. Commons: Essai sur l'institutionnalisme en sciences sociales*, Paris, L'Harmattan.
- Bernstein, I. [1983] *The Lean Years: A History of the American Workers, 1920–1933*, New York, Da Capo Press.
- Bessy, C. et O. Favereau [2003] “Institutions et *économie des conventions*, *Cahiers D'économie Politique*, 44, pp. 119–64. (山本泰三・須田文明訳「制度とコンヴェンション経済学 [上]」『四天王寺大学紀要』第 53 号, 451–79 ページ, 2012 年 ; 「制度とコンヴェンション経済学 [下]」『四天王寺大学紀要』第 54 号, 567–85 ページ, 2012 年)。
- Clark, J. B. [1899] *The Distribution of Wealth: A Theory of Wages, Interest and Profits*, New York and London, Macmillan. (田中敏弘・本郷亮訳『富の分配』日本経済評論社, 2007 年)。
- Clemens, E. W. [1950] *Economics and Public Utilities*, New York, Appleton Century Crofts. (竹中龍雄監訳『公益企業経営論』ダイヤモンド社, 上巻 1953 年, 下巻 1954 年)。
- Coase, R. H. [1988] “The New Institutional Economics,” *American Economic Review*, 88 (2), pp. 72–4.
- Commons, J. R. [1893] *The Distribution of Wealth*, New York, Macmillan.
- [1899–1900] 1965. “Sociological View of Sovereignty,” *American Journal of Sociology*, 5 (1) pp. 1–15, 5 (2), pp. 155–71, 5 (3), pp. 347–66, 5 (4), pp. 544–52, 5 (5), pp. 683–95, 5 (6), pp. 814–25, 6 (1), pp. 67–89. Reprinted in J.R. Commons, *A Sociological View of Sovereignty (1899–1900), with an Introductory Essay “John R. Commons’ General Theory of Institutions” by Joseph Dorfman*, New York, A.M. Kelley.
- [1901] 1996. “A New Way of Settling Labor Disputes,” *American Monthly Review of Reviews*, 23, pp. 328–33. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 162–71.
- [1907] 1996. “The Wisconsin Public-utilities Law,” *The American Review of Reviews*, 36, pp. 221–4. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 188–194.
- [1909] “Utilitarian Idealism,” *Intercollegiate Magazine*, December, pp. 267–9.
- [1910] 1996. “How Wisconsin Regulates Her Public Utilities,” *The American Review of Reviews*, 42, pp. 215–7. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 237–50.

- [1911] 1996. “The Industrial Commission of Wisconsin,” *American Labor Legislation Review*, 1, pp. 61–69. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 243–50.
- [1913] 1996. “Constructive Investigation and the Industrial Commission of Wisconsin,” *The Survey*, 29, pp. 440–8. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 251–67.
- [1921] 1996. “Unemployment,” *The Survey*, 42, pp. 5–9. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 288–98.
- [1924a] *The Legal Foundations of Capitalism*, New York, Macmillan. (新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基礎（上巻）』コロナ社，1964年)。
- [1924b] 1996. “The Delivered Price Practice in the Steel Market,” *American Economic Review*, 14, pp. 505–19. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 317–30.
- [1925] 1996. “The True Scope of Unemployment,” *American Labor Legislation Review*, 15, pp. 33–44. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 360–70.
- [1927a] 1996. “Price Stabilization and the Federal Reserve System,” *The Americanist*, 29, pp. 459–62. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 387–96.
- [1927b] 1996. “Reserve Bank Control of the General Price Level: A Rejoinder,” *The Americanist*, 30, pp. 43–4. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 397–403.
- [1927c] Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics, Manuscript, a collection of the Kyoto Prefectural Library, Call mark: /331.04/C85/, Material code: 1102508007.
- [1928] Reasonable Value: A Theory of Concerted Action, Manuscript in H.L. Miller ed. [1986] *Wisconsin Progressives, The John R. Commons Papers*, Microfilm Edition, Madison, The State Historical Society of Wisconsin.
- [1934a] 1990. *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New Brunswick and London, Transaction Publishers. (中原隆幸訳『制度経済学（上巻）』ナ

- カニシヤ出版, 2015 年)。
- [1934b] *Myself*, New York, Macmillan.
- [1950] *Economics of Collective Action*, New York, Macmillan. (春日井薫・春日井敬
訳『集団行動の経済学』文雅堂書店, 1958 年)。
- Cournot, A. A. [1838] *Recherches sur les principes mathématiques de la théorie des richesses*, Paris, L. Hachette. (中山伊知郎訳『富の理論の数学的原理に関する研究』日本
経済評論社, 1982 年)。
- Dalemont, É. et Carrié, J. [1993] *Histoire du pétrole*, Paris, Presses Universitaires de
France. (三浦礼恒訳『石油の歴史—ロックフェラーから湾岸戦争後の世界まで』文庫ク
セジュ, 白水社, 2006 年)。
- Evans, P. B., Rueschemeyer, D. and Skocpol, T. eds. [1985] *Bringing the State Bank In*,
Cambridge, Cambridge University Press.
- Fisher, I. [1906] *The Nature of Capital and Income*, New York and London, Macmillan.
(大日本文明協会編『資本及収入論』大日本文明協会, 1913 年)。
- Gambs, J.S. [1946] *Beyond Supply and Demand: A Reappraisal of Institutional
Economics*, New York, Columbia University Press. (佐々野謙治監訳『需給を超えて—制
度派経済学の再評価』多賀出版, 1988 年)。
- Harter, Jr., L. G. [1962] *John R. Commons: His Assault on Laissez-faire*, Corvallis,
Oregon, Oregon State University Press.
- Holmes, F. L. [1915] *Regulation of Railroads and Public Utilities in Wisconsin*, New
York, D. Appleton.
- Horwitz, M. [1998] *The Transformation of American Law, 1870–1960*, New York, Oxford
University Press. (樋口範雄訳『現代アメリカ法の歴史』弘文堂, 1996 年)。
- Kitagawa, K. [2014] “An Analysis of J.R. Commons’s Changing Views on the Role of
Sovereignty in the Political Economy,” Kyoto University, Graduate School of Economics
Research Project Center Discussion Paper Series, No. E-14-013.
- Kitagawa, K. [2015] “Uniqueness of Cumulative Causation in J.R. Commons’ s
Institutional Economics,” Research & Regulation 2015 Conference Paper, Université
Paris 7, Paris, 9–12 June.
- Miller H.L. ed. [1986] *Wisconsin Progressives, The John R. Commons Papers*, Microfilm
Edition, Madison, The State Historical Society of Wisconsin.
- National Civic Federation [1907] *Municipal and Private Operation of Public Utilities*,
Report on the National Civic Federation Report, Commission on Public Ownership and
Operation, New York, National Civic Federation.
- Nelson, D. [1969] *Unemployment Insurance: The American Experience, 1915–1935*,
Madison, University of Wisconsin Press.

- Ramstad, Y. [1986] “A Pragmatist’s Quest for Holistic Knowledge: The Scientific Methodology of John R. Commons,” *Journal of Economic Issues*, 20 (4), pp. 1067–105.
- [1990] “The Institutionalism of John R. Commons: Theoretical Foundations of a Volitional Economics,” in W.J. Samuels ed. *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, London, JAI Press, pp. 53–104.
- Rutherford, M. [1990] “Introduction to the Transaction Edition,” in J.R. Commons *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New Brunswick and London, Transaction Publishers, pp. xiii–xxxv.
- [1990] *The Institutional Movement in American Economics, 1918–1947*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Vögelin, E. [1995] *On the Form of the American Mind*, R.H. Baton trs., Rouge, Louisiana State University Press (Original is [1928] *Über die Form des amerikanischen Geistes*, Tübingen, J.C.B. Mohr).
- 秋元英一 [1995] 『アメリカ経済の歴史—1492–1993』東京大学出版会。
- 安部悦生・壽永欣三郎・山口一臣 [2002] 『ケースブッカーアメリカ経営史』有斐閣ブックス。
- 阿部齊・五十嵐武士編 [1998] 『アメリカ研究案内』東京大学出版会。
- アマトリー, F.・コリー, A. [2014] 『ビジネス・ヒストリー—グローバル企業誕生への道程』西村成弘, 伊藤健市訳, ミネルヴァ書房 (F. Amatori and A. Colli [2011] *Business History: Complexities and Comparisons*, London, Routledge)
- 有賀夏紀・紀平英作・油井大三郎編 [2009] 『アメリカ史研究入門』山川出版社。
- 有賀貞他編 [1993] 『アメリカ史』1・2 (世界歴史大系), 山川出版社。
- 飯田隆 [2005] 『図説 西洋経済史』日本経済評論社。
- 石見徹 [1999] 『世界経済史—覇権国と経済体制』東洋経済新報社。
- 伊藤文雄 [1975] 『コモンズ研究—産業民主主義への道』同文館。
- 宇仁宏幸 [2013] 「コモンズの取引概念と価値論—交渉取引と管理取引の相互制約関係を中心に」『経済論叢』第 187 巻第 1 号, 1–16 ページ。
- [2014] 「J.R. コモンズの累積的因果論—『制度経済学』と 1927 年草稿の比較分析」『季刊経済理論』第 51 巻第 2 号, 77–88 ページ。
- 江上勲 [1979] 「シャーマン法における当然違法の原則と条理の原則の発展について—一九四〇年までの判例の概観」『政治学論集』10 号, 1–54 ページ。
- 太田勝 [1988] 「基点価格制度の検討—U.S. スチール会社のピッツバーグ・プラス制度」『経済地理学年報』第 34 巻第 4 号, 279–90 ページ。
- 尾上久雄 [1956] 「ピッツバーグ・プラス・システムと米国南部鉄鋼業の停滞」『経済學論究』第 10 巻第 1 号, 93–108 ページ。
- 加藤健 [2012] 『J.R. コモンズにおける産業統治の思想と社会保障構想』横浜国立大学大学

院国際社会科学研究所科学学位請求論文。

北川亘太 [2014] 『J.R. コモンズ『制度経済学』における適正な価値と主権』学位申請論文，京都大学，2014年12月提出，2015年3月博士号授与。

楠井敏朗 [2005] 『アメリカ資本主義とニューディール』日本経済評論社。

現代公益事業講座編集委員会編 [1974] 『公益事業規制論』電力新報社。

高英求 [2013] 「J.R. コモンズの通貨管理論—利害対立と公正」『貿易風』第8号，50–63ページ。

佐藤千登勢 [2013] 『アメリカ型福祉国家の形成—1935年社会保障法とニューディール』筑波大学出版会。

高橋真悟 [2008] 「J.R. コモンズの金融政策論」『経済論叢』第182巻第5–6号，536–59ページ。

高橋真悟 [2013] 「J.R. コモンズの社会改良思想—初期の思想的展開を中心に」東京交通短期大学研究紀要第18号，97–110ページ。

竹田有 [2010] 『アメリカ労働民衆の世界—労働史と都市史の交差するところ』ミネルヴァ書房。

田中英夫 [1987] 『デュー・プロセス』（英米法研究2）東京大学出版会。

野村達朗 [2013] 『アメリカ労働民衆の歴史—働く人びとの物語』ミネルヴァ書房。

野村秀和 [1962] 「アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程—独占価格形成における評価基準転換の意義」『経済論叢』第90巻第4号，284–300ページ。

林敏彦 [1988] 『大恐慌のアメリカ』岩波新書。

樋口範雄 [2013] 『はじめてのアメリカ法』補訂版，有斐閣。

ピケティ, T [2014] 『21世紀の資本論』山形浩生, 守岡桜, 森本正史訳, みすず書房。(T. Piketty [2013] *Le capital au XXIe siècle*, Paris, Éditions du Seuil).

ブラックフォード, M.・カー, A. [1988] 『アメリカ経営史』川辺信雄監訳, ミネルヴァ書房。(M. G. Blackford and K. A. Kerr [1986] *Business Enterprise in American History*, Boston, Houghton Mifflin).

ホール, T. E.・ファーグソン, J. D. [2000] 『大恐慌—経済政策の誤りが引き起こした世界的な災厄』宮川重義訳, 多賀出版。(T. E. Hall and J. D. Ferguson [1998] *The Great Depression: An International Disaster of Perverse Economic Policies*, Ann Arbor, University of Michigan Press).

VIII 謝辞

本稿の執筆過程において、塚本隆夫氏（日本大学）、兵頭淳史氏（専修大学）、佐藤方宣氏（関西大学）、若森みどり氏（大阪市立大学）、黒澤悠氏（大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員）、内田雄介氏（大阪市立大学大学院博士前期課程）から有用な意見を頂戴した。

ここに記して深く感謝する。もちろん、本稿の質とありうべき誤りの責任はすべて著者が負っている。

表 1-1 J.R.コモンズの略年譜

1862年10月2日	ジョンとクララ・ロジャーズ・コモンズの子として、オハイオ州ホランズバーグで生まれる。
1882年-1888年	オーバリン大学に入学し、同大学から学位を受け取る。同時にこの期間、彼は新聞の植字工として働く。
1888年-1890年	ジョンズ・ホプキンス大学大学院に入学する。そこで彼はリチャード・T・イーリーの下で学ぶ。
1890年	コネティカット州ミドルタウンのウェズリアン大学で経済学の講師となる。
1890年	エラ（ネル）ダウニーと結婚する。
1891年	オーバリン大学で准教授となる。そこで彼は経済学と社会学を教える。
1892-1895年	インディアナ大学で教える。
1893	コモンズの初めての著書『富の分配』が出版される。
1894	『社会改革と教会 <i>Social Reform and the Church</i> 』が出版される。
1895-1899	シラキュース大学で教える。コモンズは、急進的傾向の疑惑をもたれ、解雇される。
1899年夏-1900年9月	ニューヨーク市の経済調査局で働く。コモンズは、卸売物価指数の週間動向を企画し、公表しはじめる。この指数がプロジェクト出資者であるジョージ・H・シブリーShibleyの金銀複本位制の立場を危うくし始めたため、公開を中止された。
1900年9月-1902年	合衆国産業委員会に提出する移民に関する報告書を準備する。これは、労働を主題とするコモンズの最初の継続的研究であった。彼の著書『アメリカの人種と移民 <i>Races and Immigrants in America</i> 』（1907年）は、この経験から生み出された。
1901年	ワシントンD.C.に移り住む。
1902年	ニューヨークに戻り、全米市民連盟 National Civic Federation のために働き始める。最初は課税について、次に労働関係についての仕事をする。
1904年春	リチャード・T・イーリーによって手引きされて、ウィスコンシン大学で教授の地位を与えられる。教育に加えてコモンズは、アメリカ産業調査局の後援で、アメリカ産業学会 American Industrial Society の学会史編纂にかかった。この学会は、イーリ

	一が創設した組織である。
1905年	コモنزによって起草された公務員法がウィスコンシン州において制定される。
1906年	全米市民連盟による公共事業の研究に取りかかる。このプロジェクトにおける調査研究のため、彼はイギリスで5か月を過ごす。
1907年12月	アメリカ労働立法協会事務局長に選任される。
1907年	ラッセル・セージ財団の出資で、ピッツバーグの社会状態の調査の一部として、ピッツバーグの賃金稼得者の問題を研究する。
1907年	ウィスコンシン州の公共事業規制法を起草する。
1910年–1911年	『アメリカ産業学会の歴史 <i>Documentary History of American Industrial Society</i> 』が出版される。
1910年–1911年	コモنزと彼の生徒数人は、ミルウォーキー市のために効率性調査に着手する。
1911年	全米消費者連盟のために女性の最低賃金法モデルを起草する。
1911–1913年	ウィスコンシン州産業委員会の構成員として従事する。この委員会は、工場の安全、労働者保障、その他の労働立法を管理運営した。
1913年7月	合衆国産業委員会に推薦される。この委員会は、議会によって創出され、法律家フランク・ウォルシュを長とするものであり、労働争議の原因を調査した。同委員会は、1915年8月に最終報告書を公表した。
1916年	コモنزとジョン・B・アンドリュースによる『労働法原理』が出版される。
1917年12月	全米経済学会会長に選出される。
1918年	『合衆国における労働の歴史』第1巻と第2巻が出版される。
1919年	『インダストリアル・グッドウィル』が出版される。
1920年	ウェズレイ・ミッチェル及びマルコム・C・ローティと共に全米経済研究所を設立する。この研究所は、景気変動の先駆的研究をなした組織である。コモنزは、理事として1928年まで従事した。
1922年	全米通貨協会会長として従事する。
1923年	鉄鋼業の輸送費を決定するために、フランク・フェッター及びウィリアム・Z・リプリーと共に「ピッツバーグ・プラス」スキームを調査した。
1923年	全国消費者連盟の会長となる。

1924年	『資本主義の法律的基礎』が出版される。
1923年–1925年	シカゴ被服業のために設計した失業補償プランを管理運営する。
1928年1月1日	ネル・コモンス死去。
1928年	価格安定化を研究するためにワシントン D.C.で6か月を過ごす。彼は、銀行委員会 House Banking Committee と連邦準備制度に対してそのテーマについて詳しく証言した。
1932年1月	ウィスコンシン失業補償プランが制定される。このプランが最初に起草されたのは1920年であり、1932年まで各会期において否決され続けてきた。
1932年	ウィスコンシン大学を退職し、名誉教授の地位を与えられる。
1934年	『制度経済学』と『自叙伝 <i>Myself</i> 』が出版される。
1936年11月	コモンスは、フロリダ州ローダーデールに引っ越す。そこで彼は、はじめは姪と、のちに友人たちと生活する。
1937年夏と1938年夏	サマー・スクールで教えるためにマディソンに戻る。
1945年5月11日	ノースカロライナ州ローリーにて死去。彼は、その年の初めに妹と息子と共に生活するために引っ越していた。

出典 Miller ed. (1986, pp. 11–5, “Biographical Note”)